

日立ユニシアオートモティブ厚生年金基金規約

日立ユニシアオートモティブ厚生年金基金

第1章 総 則

(目 的)

第 1 条 この厚生年金基金（以下「基金」という。）は、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号。以下「法」という。）に基づき、この基金の加入員の老齢、死亡又は脱退について給付を行い、もって加入員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とする。

(名 称)

第 2 条 この基金は、日立ユニシアオートモティブ厚生年金基金という。

(事務所)

第 3 条 この基金の事務所は、神奈川県厚木市恩名1370番地に置く。

(設立事業所の名称及び所在地)

第 4 条 この基金の設立事業所（この基金が設立された厚生年金保険の適用事業所をいう。以下同じ。）の名称及び所在地は、別表第1のとおりとする。

(公告の方法)

第 5 条 この基金において公告しなければならない事項は、この基金の事務所の掲示板に文書をもって掲示する。

2. 厚生年金基金令（昭和41年政令第324号。以下「基金令」という。）第3条、第4条、第41条の2、第42条、第43条及び第47条第2項に規定する事項は、前項の規定によるほか、官報に掲載する。

第2章 代議員及び代議員会

第1節 代議員

(代議員及び代議員会)

第 6 条 この基金に代議員会を置く。

2. 代議員会は、代議員をもって組織する。

(定 数)

第 7 条 この基金の代議員の定数は、20人とし、その半数は、設立事業所の事業主（以下「事業主」という。）において、事業主（その代理人を含

む。)及び設立事業所に使用されている者のうちから選定し、他の半数は、加入員において互選する。

(任期)

第 8 条 代議員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2. 前項の任期は、選定又は互選の日から起算する。ただし、選定又は互選が代議員の任期満了前に行われたときは、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。

(互選代議員の選挙期日)

第 9 条 加入員において互選する代議員（以下「互選代議員」という。）の任期満了による総選挙は、互選代議員の任期が終る日の前 30 日以内に行なう。

ただし、特別の事情がある場合には、互選代議員の任期が終わる日の後 20 日以内に行なうことができる。

2. 互選代議員に欠員を生じたときに行なう補欠選挙の期日については、前項の規定を準用する。
3. 前 2 項の規定による選挙の期日は、少なくとも 15 日前に公示しなければならない。
4. 前項の規定による公示の方法は、第 5 条第 1 項の規定を準用する。（以下第 11 条第 3 項、第 13 条第 4 項及び第 16 条において同じ。）

(互選代議員の選挙の方法)

第 10 条 互選代議員は、単記無記名投票により選挙する。ただし、代議員候補者の数が選挙すべき代議員の数を超えない場合は、この限りでない。

2. 前項の投票は、加入員 1 人について 1 票とする。

(当選人)

第 11 条 選挙の結果、最多数の投票を得た者をもって順次当選人とする。

ただし、互選代議員の定数をもって有効投票の総数を除して得た数の 6 分の 1 以上の得票がなければならない。

2. 前項の規定にかかわらず、前条第 1 項ただし書の規定により投票を行わない場合においては、同条同項ただし書の互選代議員候補者をもって当選人とする。
3. 理事長は、当選人が決まったときは、当選人の氏名及び所属する設立事業

所の名称を公示しなければならない。

(互選代議員の選挙執行規程)

第 12 条 この規約に定めるもののほか、互選代議員の選挙に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

(選定代議員の選定)

- 第 13 条 事業主において選定する代議員（以下「選定代議員」という。）の任期満了による選定は、互選代議員の総選挙の日に行う。
2. 事業主は、選定代議員に欠員を生じたときは、速やかに補欠の選定代議員を選定しなければならない。
 3. 事業主は、選定代議員を選定したときは、選定代議員の氏名及び所属する設立事業所の名称を文書で理事長に通知しなければならない。
 4. 理事長は、前項の通知があったときは、直ちに通知のあった事項を公示しなければならない。

第2節 代議員会

(通常代議員会)

第 14 条 通常代議員会は、毎年2月及び9月に招集するのを常例とする。

(臨時代議員会)

- 第 15 条 理事長は、必要があるときは、いつでも臨時代議員会を招集することができる。
2. 理事長は、代議員の定数の3分の1以上の者が会議に付議すべき事項及び招集の理由を記載した書面を提出して、代議員会の招集を請求したときは、その請求のあった日から20日以内に臨時代議員会を招集しなければならない。

(代議員会の招集手続)

第 16 条 理事長は、代議員会を招集しようとするときは、急施を要する場合を除き、開会の日の前日から起算して5日前までに到達するように、代議員に対して、会議に付議すべき事項、日時及び場所を示した招集状を送付するほか、これらの事項を公示しなければならない。

(定足数)

第 17 条 代議員会は、代議員の定数（第 19 条の規定により、議決権を行使することができない代議員の数を除く。）の半数以上が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

(代議員会の議事)

第 18 条 代議員会の議事は、法令及びこの規約に別段の定めがある場合を除き、出席した代議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

2. 規約の変更（基金令第 2 条各号に掲げる事項に係るものを除く。）の議事は、代議員の定数の 3 分の 2 以上の多数で決する。

3. 代議員会においては、第 16 条の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、出席した代議員の 3 分の 2 以上の同意があった場合は、この限りでない。

(代議員の除斥)

第 19 条 代議員は、特別の利害関係のある事項については、その議事に加わることができない。ただし、代議員会の同意があった場合は、会議に出席して発言することができる。

(代議員の代理)

第 20 条 代議員会の代理出席は、選定代議員にあつては代議員会に出席する他の選定代議員によって、互選代議員にあつては代議員会に出席する他の互選代議員によって行うものとする。

2. 前項の規定による代理人は、5 人以上の代議員を代理することができない。

(代議員会の公開)

第 21 条 代議員会は、公開とする。ただし、代議員会の議決を経て非公開とすることができる。

(代議員会の議決事項)

第 22 条 次の各号に掲げる次項は、代議員会の議決を経なければならない。

- (1) 規約の変更
- (2) 役員の解任
- (3) 毎事業年度の予算及び事業計画
- (4) 毎事業年度の決算及び業務報告
- (5) 借入金

(6) その他重要な事項

(会議録)

第 23 条 代議員会の会議については、会議録を作成し、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開会の日時及び場所
 - (2) 代議員の定数
 - (3) 出席した代議員の氏名及び第 20 条の規定により代理された代議員の氏名
 - (4) 議事の経過の要領
 - (5) 議決した事項及び可否の数
 - (6) その他必要な事項
2. 会議録には、議長及び代議員会において定めた 2 人以上の代議員が署名しなければならない。
3. この基金は、会議録をこの基金の事務所に備えつけて置かなければならない。
4. 加入員及び加入員であった者は、この基金に対し、会議録の閲覧を請求することができる。この場合においては、この基金は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。

(代議員会の会議規則)

第 24 条 この規約に定めるもののほか、代議員会の運営に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

第 3 章 役員及び職員

(役員)

第 25 条 この基金に、役員として理事及び監事を置く。

(役員の定数及び選任)

- 第 26 条 理事の定数は、8 人とし、その半数は選定代議員において、他の半数は互選代議員において、それぞれ互選する。
2. 理事のうち 1 人を理事長とし、選定代議員である理事のうちから理事が選挙する。
 3. 理事のうち 1 人を常務理事とし、理事会の同意を得て理事長が指名する。
 4. 理事のうち 1 人を年金たる給付及び一時金たる給付に充てるべき積立金

(以下「年金給付等積立金」という。)の管理及び運用に関する基金の業務を執行する理事(以下「運用執行理事」という。)とし、理事会の同意を得て理事長が指名する。

5. 監事は、代議員会において、選定代議員及び互選代議員のうちから、それぞれ1人を選挙する。

(役員の任期)

- 第 27 条 役員の任期は、3年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
2. 前項の任期は、選任の日から起算する。ただし、選任が役員の任期満了前に行われたときは、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。
 3. 役員は、その任期が満了しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行う。

(役員の解任)

- 第 28 条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合には、代議員会において3分の2以上の議決に基づき解任することができる。ただし、その役員に対し、代議員会の前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
 - (3) 理事にあつては、第37条の規定に違反したとき。

(役員の選挙執行規程)

- 第 29 条 この規約に定めるもののほか、理事、監事及び理事長の選挙に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

(理事会)

- 第 30 条 この基金に理事会を置き、理事をもって構成する。

(理事会の招集)

- 第 31 条 理事長は、必要に応じ理事会を招集し、その議長となる。
2. 理事長は、理事の定数の3分の1以上の者が会議に付議すべき事項及び招集の理由を記載した書面を理事長に提出して理事会の招集を請求したときは、その請求があつた日から20日以内に理事会を招集しなければならない。

3. 理事長は、理事会を招集しようとするときは、急施を要する場合を除き、その開会の日の前日から起算して5日前までに到達するように、理事に対して、会議に付議すべき事項、日時及び場所を示した招集状を送付しなければならない。

(理事会の付議事項)

第 32 条 次の各号に掲げる事項は、理事会に付議しなければならない。

- (1) 代議員会の招集及び代議員会に提出する議案
- (2) 法第118条第2項の規定による理事長の専決処分
ただし、理事会の開催が困難な場合であって、法改正等による一律の変更及び加入員及び第54条に規定する給付を受ける権利を有する者（以下「受給権者」という。）の権利義務に関わらない事項については、事後報告でよいものとする。
- (3) 事業運営の具体的方針
- (4) 常務理事及び運用執行理事の選任及び解任
- (5) 年金給付等積立金の管理運営に関する基本方針
- (6) その他業務執行に関する事項で理事会において必要と認めたもの

(理事会の議事)

- 第 33 条 理事会は、理事の定数の半数以上が出席しなければ議事を開き、議決をすることができない。
2. 理事会の議事は、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。
 3. 理事会に出席することのできない理事は、第31条第3項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、賛否の意見を明らかにした書面をもって、議決権を行使することができる。

(理事会の会議録)

第 34 条 理事会の会議録については、第23条第1項及び第2項の規定を準用する。

(役員の職務)

第 35 条 理事長は、この基金を代表し、その業務を総理するとともに、理事会において決定する事項以外の事項について決定を行う。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、選定代議員である理事のうちから、あらかじめ理事長が指定する者がその職務を代理し、又はその職務を

行う。

2. 理事長は、別に定めるところにより、前項に規定する業務の一部を常務理事に委任することができる。
3. 常務理事は、理事長を補佐し、業務を処理するほか、前項により理事長から委任を受けた業務を行う。
4. 運用執行理事は、理事長を補佐し、年金給付等積立金の管理及び運用に関する基金の業務を執行する。
5. 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は代議員会に意見を提出することができる。
6. 監事は、この基金の業務を監査するほか、法第120条の4の規定により理事長が代表権を有しない事項について、監事がこの基金を代表する。
7. 監事が行う監査に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

(理事の義務及び損害賠償責任)

- 第 36 条 理事は、年金給付等積立金の管理及び運用に関する業務について、法令、法令に基づいてする厚生労働大臣、地方厚生局長及び地方厚生支局長の処分、規約及び代議員会の議決を遵守し、基金のため忠実にその職務を遂行しなければならない。
2. 理事は年金給付等積立金の管理及び運用に関する基金の業務についてその任務を怠ったときは、基金に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。

(理事の禁止行為)

- 第 37 条 理事は、自己又はこの基金以外の第三者の利益を図る目的をもって、年金給付等積立金の管理及び運用の適正を害するものとして、厚生年金基金規則（昭和41年厚生省令第34号。以下「基金規則」という。）第64条の2に規定する行為をしてはならない。

(職 員)

- 第 38 条 この基金の職員は、理事長が任免する。
2. 前項に定めるもののほか、職員に関する給与、旅費その他必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第4章 加入員

(加入員)

- 第 39 条 加入員は、設立事業所に使用される厚生年金保険の被保険者（法

第127条又は法附則第4条の4第2項の規定により、この基金の加入員とならなかった被保険者を除く。)とする。

(加算適用加入員)

第40条 加入員のうち、別表第2に定める設立事業所の就業規則（平成6年4月1日現在において効力を有する就業規則をいう。以下同じ。）に定める社員（以下単に「社員」という。）を加算適用加入員とする。

(資格取得の時期)

第41条 加入員は、次の各号のいずれかに該当するに至った日に、加入員の資格を取得する。

- (1) 設立事業所に使用されるに至ったとき。
- (2) その使用される事業所が、設立事業所となったとき。
- (3) 設立事業所に使用される者が、法第12条の規定に該当しなくなったとき。
- (4) 設立事業所に使用される者が、法附則第4条の4第3項の規定に該当するに至ったとき。

(資格喪失の時期)

第42条 加入員は、次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日（その事実があった日に更に前条各号のいずれかに該当するに至ったとき、第5号に該当するに至ったとき、又は第6号の事実があった日に更に前条第4号に該当するに至ったときは、その日）に、加入員の資格を喪失する。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 設立事業所に使用されなくなったとき。
- (3) その使用される事業所が、設立事業所でなくなったとき。
- (4) 法第12条の規定に該当するに至ったとき。
- (5) 70歳に達したとき。
- (6) 法附則第4条の3第7項ただし書に規定する事業主の同意が撤回されたとき。

(資格得喪に関する特例)

第43条 加入員の資格を取得した月にその資格を喪失した者は、その資格を取得した日にさかのぼって、加入員でなかったものとみなす。

(加入員期間)

- 第 44 条 加入員期間を計算する場合は、月によるものとし、加入員の資格を取得した月から、その資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。
2. 加入員の資格を喪失した後、更にその資格を取得した者については、前後の加入員期間を合算する。

(加算適用加入員期間)

- 第 45 条 この基金が支給する年金たる給付及び一時金たる給付（以下「給付」という。）の額の算定にあたっては、加入員期間のほか加算適用加入員であった期間（以下「加算適用加入員期間」という。）をその計算の基礎として用いるものとする。
2. 加算適用加入員期間を計算する場合は、加算適用加入員となった日から加算適用加入員でなくなった日までとし、加算適用加入員期間 1 年以上の者について生ずる 1 年未満の端数は月割で計算し、1 月未満の端数は 1 月に切り上げる。
3. 前項の加算適用加入員でなくなった日とは、社員の退職日とする。
4. 第 2 項の規定にかかわらず、休職期間の取扱いは、別表第 2 に定める設立事業所の就業規則に定めるところによる。

第 5 章 標準給与及び加算給与

(標準給与及び加算給与)

- 第 46 条 この基金は、加入員の給与の月額に基づき標準給与及び加算給与を定める。

(標準給与の範囲)

- 第 47 条 標準給与の基礎となる給与の範囲は、法第 3 条第 1 項第 3 号に規定する報酬の範囲とし、法第 129 条第 2 項に規定する事業所でうける給与の範囲についても同様とする。

(標準給与の基準)

- 第 48 条 標準給与は、加入員の給与の月額に基づき、法第 20 条に規定する標準報酬月額の例によって定める。

(給与の月額の算定方法並びに標準給与の決定及び改定の方法)

- 第 49 条 給与の月額の算定方法並びに標準給与の決定及び改定の方法につ

いては、法第21条から第25条までの規定の例による。

(加算給与の範囲)

第50条 加算給与の基礎となる給与の範囲は、別表第2に定める設立事業所の社員退職手当規程（平成6年4月1日現在において効力を有する社員退職手当規程をいう。以下同じ。）に定める退職手当算定基礎額とする。

(加算給与の月額)

第51条 加算給与の月額は、毎年4月1日現在における加算適用加入員の退職手当算定基礎額に基づいて定めるものとする。

2. 前項の規定により定められた加算給与の月額は、その年の10月から翌年の9月までの各月の加算給与の月額とする。
3. 前2項の規定にかかわらず、あらたに加算適用加入員となった者については、加算適用加入員となった日現在における退職手当算定基礎額を、加算適用加入員となった日の属する月から翌年の9月（1月から3月までの間に加算適用加入員となった者については、その年の9月）までの各月の加算給与の月額とする。

(最終加算給与月額)

第52条 この基金が支給する給付の額の算定にあたっては、標準給与月額のほか最終加算給与月額を用いるものとする。

2. 前項の最終加算給与月額は、加算適用加入員でなくなった日における退職手当算定基礎額とする。

第6章 給 付

第1節 通 則

(給付の種類)

第53条 この基金が行う給付は、次のとおりとする。

- (1) 第1種退職年金
- (2) 第2種退職年金
- (3) 遺族一時金
- (4) 脱退一時金

(裁 定)

第54条 給付を受ける権利は、受給権者の請求に基づいて、この基金が裁

定する。

(基本年金額)

第 55 条 基本年金額は、次の各号の規定により計算した額を合算して得た額から、法附則第 30 条第 1 項の認可の日以降の加入員であった期間の平均標準給与の月額 1000 分の 7.125 (別表第 3 の 2 の左欄に掲げる者については、同表の右欄のように読み替えるものとする。) に相当する額に法附則第 30 条第 1 項の認可の日以降の加入員であった期間の月数を乗じて得た額を控除して得た額とする。

(1) 平成 11 年 4 月 1 日前にこの基金の加入員であった期間について、当該期間の平均標準給与月額 (加入員期間の計算の基礎となる各月の標準給与の月額を平均した額をいう。以下同じ。) の 1000 分の 11.787 (別表第 3 の生年月日の欄に掲げる者については、同表の給付乗率 (A) の欄のように読み替えるものとする。) に相当する額に当該期間の月数を乗じて得た額。

(2) 平成 11 年 4 月 1 日以後平成 15 年 8 月 1 日前にこの基金の加入員であった期間について、当該期間の平均標準給与月額 1000 分の 10.233 (別表第 3 の生年月日の欄に掲げる者については、同表の給付乗率 (B) の欄のように読み替えるものとする。) に相当する額に当該期間の月数を乗じて得た額。

(3) 平成 15 年 8 月 1 日以後にこの基金の加入員であった期間について、当該期間の平均標準給与月額 1000 分の 7.225 (別表第 3 の生年月日の欄に掲げる者については、同表の給付乗率 (C) の欄のように読み替えるものとする。) に相当する額に当該期間の月数を乗じて得た額。

2. 第 1 種退職年金又は第 2 種退職年金の受給権者が法附則第 7 条の 3 又は法附則第 13 条の 4 の規定により老齢厚生年金の支給繰上げの請求をしたときの基本年金額は、前項の規定にかかわらず、次の各号により計算される額とする。

(1) 法附則第 7 条の 3 の規定により老齢厚生年金の支給繰上げの請求をしたとき。

前項の規定により計算した額から同項の規定により計算した額に減額率 (1000 分の 5 に請求日の属する月から 65 歳に達する日の属する月の前月までの月数を乗じて得た率をいう。) を乗じた額を減じて得た額。

(2) 法附則第 13 条の 4 の規定により老齢厚生年金の支給繰上げの請求をしたとき。

前項の規定により計算した額から同項の規定により計算した額に減額率 (1000 分の 5 に請求日の属する月から法附則第 8 条の 2 各項の表の下欄に掲げる年齢 (以下「特例支給開始年齢」という。) に達する日の属する月の前月までの月数を乗じて得た率 (請求日の属する月

と特例支給開始年齢に達する日の属する月が同一の場合は、零)をいう。)を乗じた額を減じて得た額。

(加算年金額)

- 第 56 条 加算年金額は、最終加算給与月額に、加算適用加入員期間、退職事由(社員退職手当規程第2条各号に規定する退職事由をいう。以下同じ。)及び加算適用加入員の資格を喪失したときの年齢に応じ、別表第4及び別表第6に定める率を乗じて得た額とする。
2. 加算適用加入員期間に1年未満の端数がある場合又は年齢に1歳未満(月単位)の端数がある場合における率は、別表第4又は別表第6に掲げる算式によって計算した率を適用するものとする。
 3. 第1項の規定にかかわらず、加算年金支給開始時から20年を経過した後の加算年金額は、第1項の規定による額の2分の1に相当する額とする。

(端数処理)

- 第 57 条 給付を受ける権利を裁定する場合又は給付の額を改定する場合において、給付額に100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。
2. 給付の額を計算する過程において、1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。
ただし、第55条に規定する基本年金額を計算する過程において、法附則第30条第1項の認可の日以降の加入員であった期間の平均標準給与の月額の1000分の7.125(別表3の2の左欄に掲げる者については、同表の右欄のように読み替えるものとする。)に相当する額に法附則第30条第1項の認可の日以降の加入員であった期間の月数を乗じて得た額に50銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。
 3. 前2項の端数処理は、基本年金額及び加算年金額のそれぞれについて行うものとする。

(支給期間)

- 第 58 条 年金の支給は、年金を支給すべき事由が生じた月の翌月から始め、権利が消滅した月で終わるものとする。
2. 年金は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた月の翌月からその事由が消滅した月までの間は、支給しない。ただし、第64条第4項の規定によりその一部の支給を停止する場合においては、同項の規

定に該当するに至った月から該当しなくなった月の前月までの間は、当該年金額の一部は、支給しない。

3. 年金は、次の表に掲げる区分に従い、同表に定める支払期月にそれぞれその前月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであった年金又は権利が消滅した場合若しくは年金の支給を停止した場合におけるその期の年金は、支払期月でない月であっても、支払うものとする。

金 額	9 万円以上	6 万円以上 9 万円未満	3 万円以上 6 万円未満	3 万円未満
支払期月	2 月、4 月、6 月 8 月、10 月、12 月	2 月、6 月、10 月	6 月、12 月	6 月

(未支給の給付)

- 第 59 条 受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき給付でまだその者に支給しなかったものがあるときは、その者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支給の給付の支給を請求することができる。
2. 前項の場合において、死亡した受給権者が死亡前にその給付を請求していなかったときは、同項に規定する者は、自己の名で、その給付を請求することができる。
 3. 未支給の給付を受けるべき者の順位は、第 1 項に規定する順序による。
 4. 未支給の給付を受けるべき同順位者が 2 人以上あるときは、その 1 人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その 1 人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

(受給権の保護)

- 第 60 条 給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、第 1 種退職年金、第 2 種退職年金又は脱退一時金を受ける権利については国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押さえる場合は、この限りでない。

第2節 第1種退職年金

(支給要件)

第61条 第1種退職年金は、加算適用加入員又は加算適用加入員であった者が、次の各号のいずれかに該当したときに、その者に支給する。

- (1) 加算適用加入員期間が15年以上である者が、60歳に達した後に加算適用加入員の資格を喪失したとき、又は加算適用加入員の資格を喪失した後に加算適用加入員の資格を取得することなくして60歳に達したとき。
- (2) 加算適用加入員期間が15年以上である者が、法附則第8条若しくは法附則第8条の2規定により読み替えられた法附則第8条の規定による老齢厚生年金又は法附則第28条の3の規定による特例老齢年金（以下「特例支給の老齢厚生年金等」という。）の受給権を取得したとき。
- (3) 加算適用加入員期間が15年以上である者が、法附則第7条の3又は法附則第13条の4の規定による老齢厚生年金の支給繰上げの請求をしたとき。

(年金額)

第62条 第1種退職年金の額は、基本年金額と加算年金額とを合算した額とする。

2. 前項の規定にかかわらず、法第160条の2第3項の規定により加算された額の年金給付の支給に関する義務を承継した者が、厚生年金基金連合会（以下「連合会」という。）の規約の定める支給開始年齢に達した月以後に第1種退職年金の受給権を取得したときは、当該者の第1種退職年金の額は、前項の額に当該加算額（以下「基本加算年金額」という。）を加算した額とする。
3. 法第160条の2第3項の規定により加算された額の年金給付の支給に関する義務を承継した者であって、連合会の規約の定める支給開始年齢に達する前に第1種退職年金の受給権を取得しているものが当該年齢に達したときは、第1項の額に基本加算年金額を加算するものとし、当該年齢に達した月の翌月から、当該者の第1種退職年金の額を加算された額に改定する。
4. 第1種退職年金の額については、受給権者がその権利を取得した月以後における加入員であった期間は、その計算の基礎としない。
5. 加入員である第1種退職年金の受給権者（次項に該当する者を除く。）が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、前項の規定にかかわらず、

それぞれ当該各号のいずれかに該当するに至った日の属する月前における加入員であった期間を基本年金額の計算の基礎とするものとし、第1号に該当する場合にあっては、該当するに至った日の属する月から、第2号又は第3号に該当する場合は、該当するに至った日の属する月の翌月から、その額を改定する。

(1) 脱退により加入員の資格を喪失し、かつ、加入員となることなくして加入員の資格を喪失した日から起算して1月を経過したとき。

(2) 特例支給の老齢厚生年金等の受給権を取得したとき。

(3) 老齢厚生年金の受給権を取得したとき。

6. 加入員である第1種退職年金の受給権者のうち法附則第7条の3の規定による老齢厚生年金の受給権者が、第1号若しくは第3号に該当するに至ったとき又は法附則第13条の4の規定による老齢厚生年金の受給権者が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、第4項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号のいずれかに該当するに至った日の属する月前における加入員であった期間を基本年金額の計算の基礎とするものとし、第1号に該当する場合は、該当するに至った日の属する月から、第2号又は第3号に該当する場合は、該当するに至った日の属する月の翌月から、その額を改定する。

(1) 加入員の資格を喪失し、かつ、加入員となることなくして加入員の資格を喪失した日から起算して1月を経過したとき。ただし、法附則第7条の3の規定による老齢厚生年金の受給権者にあっては、65歳に達している者に限るものとし、法附則第13条の4の規定による老齢厚生年金の受給権者については、法附則第8条の2各項の表の下欄に掲げる年齢に達している者に限るものとする。

(2) 法附則第8条の2各項の表の下欄に掲げる年齢に達したとき。

(3) 65歳に達したとき。

- 7 前項の規定に該当した第1種退職年金の受給権者の基本年金額は、第55条第1項の規定にかかわらず、次の各号に定める額を合算した額とする。

(1) 第55条第2項の規定に基づき計算された改定前の基本年金額。

(2) 第55条第1項第2号の規定に基づき、同項中「平成11年4月1日以後平成15年8月1日前にこの基金の加入員であった期間について、当該期間の平均標準給与月額」を「当該受給権者が老齢厚生年金又は特例支給の老齢厚生年金等の受給権を取得した月以後の加入員期間の標準給与月額」に、「当該期間の月数」を「当該受給権者が老齢厚生年金又は特例支給の老齢厚生年金等の受給権を取得した月以後の加入員期間の月数」に読み替えて計算される額。

(3) 第55条第1項第3号の規定に基づき、同項中「平成15年8月1

日以後にこの基金の加入員であった期間について、当該期間の平均標準給与月額」を「当該受給権者が老齢厚生年金又は特例支給の老齢厚生年金等の受給権を取得した月以後の加入員期間の標準給与月額」に、「当該期間の月数」を「当該受給権者が老齢厚生年金又は特例支給の老齢厚生年金等の受給権を取得した月以後の加入員期間の月数」に読み替えて計算される額。

(失 権)

第 6 3 条 第 1 種退職年金を受ける権利は、受給権者が死亡したときは、消滅する。

(支給停止)

第 6 4 条 第 1 種退職年金は、受給権者が 6 5 歳に達するまでの間は、その額のうち基本年金額に相当する部分の支給を停止する。

2. 前項の規定にかかわらず、第 1 種退職年金の受給権者が次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれ当該各号に該当するまでの間は、その額のうち基本年金額に相当する部分の支給を停止する。

(1) 法附則第 7 条の 3 又は法附則第 1 3 条の 4 の規定による老齢厚生年金の支給繰上げの請求をしたとき。

(2) 特例支給の老齢厚生年金等の受給権を取得したとき。

3. 第 1 種退職年金は、法第 9 条に規定する被保険者（以下「被保険者」という。）である受給権者（老齢厚生年金の受給権を有する者及び法附則第 7 条の 3 の規定による老齢厚生年金の受給権を有する者を除く。）が 7 0 歳に達するまでの間は、その額のうち基本年金額に相当する部分の支給を停止する。

4. 被保険者である第 1 種退職年金の受給権者のうち、特例支給の老齢厚生年金等の受給権を有する者については、その者が 6 5 歳未満である間は、前項の規定にかかわらず、基本年金額のうち、その 2 割に相当する額の支給を停止する。

5. 被保険者である第 1 種退職年金の受給権者（老齢厚生年金の受給権を有する者に限る。）のうち当該老齢厚生年金が法第 4 6 条の規定によりその全額につき支給を停止されている者については、その者が 7 0 歳未満である間は、第 3 項の規定にかかわらず、法第 1 3 3 条の 2 第 3 項各号に掲げる場合に応じ、基本年金額に相当する部分のうち、代行部分の額から法第 1 3 3 条の 2 第 3 項に定める支給停止額について、その支給を停止する。

6. 第 5 項に規定する代行部分の額から法第 1 3 3 条の 2 第 3 項に定める支給停止額を控除して得た額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを 1 円に切

り上げるものとする。

7. 第1種退職年金は、受給権者が60歳に達するまでの間は、その額のうち加算年金額に相当する部分の支給を停止する。

第3節 第2種退職年金

(支給要件)

第65条 第2種退職年金は、加入員又は加入員であった者が、次の各号のいずれかに該当する場合において、その者が第1種退職年金の受給権を有しないときに、その者に支給する。

- (1) 加入員が、65歳に達した後に加入員の資格を喪失したとき、又は脱退により加入員の資格を喪失した後に加入員の資格を取得することなくして65歳に達したとき。
- (2) 加入員又は加入員であった者が、老齢厚生年金の受給権を取得したとき。
- (3) 加入員又は加入員であった者が、特例支給の老齢厚生年金等の受給権を取得したとき。ただし、加入員がその資格を取得した月に当該特例支給の老齢厚生年金等の受給権を取得したときを除く。
- (4) 加入員又は加入員であった者が、法附則第7条の3又は法附則第13条の4の規定による老齢厚生年金の支給繰上げの請求をしたとき。
- (5) 老齢厚生年金の受給権者で当該老齢厚生年金の受給権を取得した月以後の月に加入員の資格を取得したものであって、その年金の額が、法第43条第3項の規定により改定されたとき。ただし、加入員の資格を取得した月又はその翌月から改定されたときを除く。
- (6) 特例支給の老齢厚生年金等の受給権者で当該特例支給の老齢厚生年金等の受給権を取得した月以後の月に加入員の資格を取得した者であって、その年金の額が、法第43条第3項の規定により改定されたとき。ただし、加入員の資格を取得した月又はその翌月から改定されたときを除く。
- (7) 法附則第7条の3又は法附則第13条の4の規定による老齢厚生年金の受給権者で当該老齢厚生年金の受給権を取得した月以後の月に加入員の資格を取得したものであって、その年金の額が法第43条第3項、法附則第7条の3第5項又は法附則第13条の4第5項若しくは第6項の規定により改定されたとき。ただし、加入員の資格を取得した月又はその翌月から改定されたときを除く。

(年金額)

第 66 条 第 2 種退職年金の額は、基本年金額に相当する額とする。

2. 前項の規定にかかわらず、法第 160 条の 2 第 3 項の規定により加算された額の年金給付の支給に関する義務を承継した者が、連合会の規約の定める支給開始年齢に達した月以後に第 2 種退職年金の受給権を取得したときは、当該者の第 2 種退職年金の額は、前項の額に基本加算年金額を加算した額とする。
3. 法第 160 条の 2 第 3 項の規定により加算された額の年金給付の支給に関する義務を承継した者であって、連合会の規約の定める支給開始年齢に達する前に第 2 種退職年金の受給権を取得しているものが当該年齢に達したときは、第 1 項の額に基本加算年金額を加算するものとし、当該年齢に達した月の翌月から、当該者の第 2 種退職年金の額を加算された額に改定する。
4. 第 62 条第 4 項から第 7 項までの規定は、第 2 種退職年金額について準用する。この場合において、第 62 条第 4 項から第 7 項までの規定中「第 1 種退職年金」とあるのは、「第 2 種退職年金」と読み替えるものとする。

(失 権)

第 67 条 第 2 種退職年金を受ける権利は、受給権者が死亡したとき、又は第 1 種退職年金の受給権を取得したときは、消滅する。

(支給停止)

第 67 条の 2 第 64 条第 1 項から第 7 項までの規定は、第 2 種退職年金において準用する。この場合において第 64 条第 1 項から第 6 項までの規定中「第 1 種退職年金」とあるのは「第 2 種退職年金」と読み替えるものとする。

第 4 節 遺族一時金

(支給要件)

第 68 条 遺族一時金（次項に規定する部分を除く。）は、加算適用加入員又は加算適用加入員であった者が次の各号のいずれかに該当する場合に、その者の遺族に支給する。

- (1) 加算適用加入員期間が 1 年以上である加算適用加入員が、死亡したとき。
- (2) 第 61 条に規定する加算適用加入員期間を満たしている者が、加算適用加入員の資格を喪失した後に、60 歳に達するまでの間に死亡したとき。

- (3) 第1種退職年金の受給権者が、第1種退職年金の額のうち加算年金額に相当する部分の支給開始後20年未満で死亡したとき。
2. 法第161条の規定により支給に関する義務を承継した法第160条の2第3項に規定する死亡一時金としての部分は、加入員又は加入員であった者が、連合会の規約の定める基本加算年金額に係る保証期間を経過する前に死亡したときに、その者の遺族に支給する。

(遺族一時金の額)

第69条 遺族一時金の額は、第1号から第3号までに掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額と第4号に掲げる額と合算した額とする。この場合において、第1号から第3号までの二以上に該当する遺族一時金の額は、そのうち最も高い額とする。

- (1) 前条第1項第1号に該当したとき。

最終加算給与月額に加算適用加入員期間及び退職事由に応じ別表第5に定める率を乗じて得た額

- (2) 前条第1項第2号に該当したとき。

第56条の規定により計算される額に、加算適用加入員であった者の死亡したときの年齢に応じ、別表第7に定める率を乗じて得た額

- (3) 前条第1項第3号に該当したとき。

第1種退職年金の額のうち加算年金額に相当する額に20年から加算年金支給済の期間を差し引いた残余の期間（以下「残存保証期間」という。）に応じ別表第8に定める率を乗じて得た額

- (4) 前条第2項に該当したとき。

連合会の規約の定めるところにより計算した死亡一時金の額

2. 加算適用加入員期間に1年未満の端数がある場合、年齢に1歳未満（月単位）の端数がある場合又は残存保証期間に1年未満の端数がある場合における率は、別表第5、別表第7又は別表第8に掲げる算式によって計算した率を適用するものとする。

(遺 族)

第70条 遺族一時金を受けることができる遺族は、死亡した加入員又は加入員であった者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、その者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）、子（その者の死亡の当時胎児であった子が出生したときは、当該子を含む。）、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹又はその者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたその他の親族とする。

2. 遺族一時金を受けることができる遺族の順位は、前項に規定する順序による。
3. 遺族一時金を受けることができる同順位者が2人以上あるときは、その1人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その1人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

第5節 脱退一時金

(支給要件)

第 7 1 条 脱退一時金は、加算適用加入員期間1年以上15年未満の加算適用加入員が加算適用加入員の資格を喪失（死亡による資格喪失を除く。以下本条において同じ。）したとき、その者に支給する。ただし、加算適用加入員期間3年未満の加算適用加入員が50歳未満で社員退職手当規程第2条第6号から第9号までに該当して加算適用加入員の資格を喪失したときはこの限りではない。

(脱退一時金の額)

- 第 7 2 条 脱退一時金の額は、最終加算給与月額に加算適用加入員期間及び退職事由に応じ、別表第5に定める率を乗じて得た額とする。
2. 加算適用加入員期間に1年未満の端数がある場合における率は、別表第5に掲げる算式によって計算した率を適用するものとする。

(支給の効果)

第 7 3 条 脱退一時金の支給を受けた者が、再びこの基金の加算適用加入員となった場合は、その者に係る第1種退職年金、遺族一時金又は脱退一時金の支給要件の判定及び第1種退職年金のうち、加算年金額、遺族一時金又は脱退一時金の額の算定にあたっては、その者の加算適用加入員期間のうち既に支給を受けた脱退一時金の額の計算の基礎となった加算適用加入員期間は、その計算の基礎としない。

第7章 福祉施設

(福祉施設)

第 7 4 条 この基金は、加入員及び加入員であった者の福祉を増進するため、必要な施設をすることができる。

第8章 中途脱退者

(中途脱退者)

第 75 条 中途脱退者とは、加入員の資格を喪失した者（加入員の資格を喪失した日において、この基金が支給する年金給付の受給資格を有する者を除く）であって、その者の加入員であった期間が15年に満たない者（55歳に達した後に加入員の資格を喪失した者を除く）をいう。

2. 前項の規定にかかわらず、次の各号に定める者は中途脱退者としな

(1) 加入員の資格を喪失した日から起算して1月を経過する前に加入員の資格を取得した者

(2) 55歳に達した後に加入員の資格を喪失した者

(支給義務の移転)

第 76 条 この基金は、中途脱退者が脱退一時金を請求した場合を除き、基本年金額のうち次の各号の規定により計算した額を合算して得た上乗せ年金の額（以下「上乗せ年金の額」という。）の65歳（65歳前に特別支給の老齢厚生年金の支給を受ける者については、特別支給の老齢厚生年金の支給開始時とする。以下この章において同じ。）以降の年金給付の支給に関する義務を連合会に移転する。この場合において、中途脱退者の退職年金（支払期月を含む。）については、その者が加入者の資格を喪失したときにおける連合会の規約によるものとする。

(1) 平成11年4月1日前にこの基金の加入員であった期間について、当該期間の平均標準給与月額の1000分の4.662（ただし、昭和21年4月1日以前に生まれた者については、1000分の3.0。また、昭和21年4月2日から昭和36年4月1日までの間に生まれた男子または昭和21年4月2日から昭和41年4月1日までの間に生まれた女子については、別表第3の給付乗率（A）の欄に掲げる率から1000分の7.125を控除して得た率。）に相当する額に当該期間の月数を乗じて得た額。

(2) 平成11年4月1日以後平成15年8月1日前にこの基金の加入員であった期間について、当該期間の平均標準給与額の1000分の3.108（ただし、昭和21年4月1日以前に生まれた者については、1000分の2.0。また、昭和21年4月2日から昭和36年4月1日までの間に生まれた男子または昭和21年4月2日から昭和41年4月1日までの間に生まれた女子については、別表第3の給付乗率（B）の欄に掲げる率から1000分の7.125を控除して得た率。）に相当する額に当該期間の月数を乗じて得た額。

(3) 平成15年8月1日以後にこの基金の加入員であった期間について、

当該期間の平均標準給与月額の1000分の0.1に相当する額に当該期間の月数を乗じて得た額。

2. 前項の規定により第2種退職年金の支給に関する義務を連合会に移転する場合には、当該中途脱退者の当該第2種退職年金の現価相当額を交付する。
(中途脱退者の第2種退職年金)

第77条 中途脱退者の第2種退職年金については、その者が加入員の資格を喪失したときにおける連合会の規約によるものとする。

(中途脱退者に係る第2種退職年金に関する支払期月の特例)

第78条 中途脱退者の第2種退職年金に関する支払期月は、第58条の規定にかかわらず、連合会の規約の定めるところによる。

(中途脱退者に係る脱退一時金相当額の交付)

第79条 この基金は、中途脱退者が脱退一時金の請求をした場合を除き、第76条の支給義務の移転に併せて脱退一時金相当額の全部又は一部を連合会に交付する。

2. 前項の交付は、当該中途脱退者に脱退一時金の取扱いに関し通知したうえで行うものとする。
3. 第1項の脱退一時金相当額の全部又は一部を連合会に交付したときは、その額の計算の基礎となった当該中途脱退者の加算適用加入員であった期間は、加算適用加入員でなかったものとみなす。
4. 前条の給付の支給に関する義務を連合会に移転した者に支給する基本年金額は、第55条の規定にかかわらず、同条の規定により計算された額から上乗せ年金の額を控除した額とする。

(支給義務の承継)

第80条 この基金は、中途脱退者が再びこの基金の加入員となったときは、連合会からその者に係る上乗せ年金の額の支給に関する義務（法第160条の2第3項の規定により連合会が年金給付の額を加算し又は一時金たる給付を支給するものとされている場合にあっては、当該加算額に係る年金給付及び当該一時金たる給付の支給に関する義務を含む。）を承継する。この場合において、当該中途脱退者については、連合会からの承継した給付の支給に代えてこの規約に定める給付を行うものとする。

2. この基金は、前項の規定により年金及び一時金の支給に関する義務を連合会から承継した場合には、当該中途脱退者に係る当該年金給付及び一時金たる給付の現価相当額の交付を連合会へ請求するものとする。

(現価相当額の計算)

第 81 条 第 76 条第 2 項及び前条第 2 項に規定する現価相当額については、基金令第 52 条の定めるところにより計算するものとする。

第 9 章 年金給付等積立金の管理及び運用に関する契約並びに業務の委託

(年金給付等積立金の管理及び運用に関する契約の締結)

第 82 条 この基金は、法第 130 条の 2 第 1 項及び法第 136 条の 3 第 1 項の規定に基づき、年金給付等積立金の管理及び運用に関し、給付に要する費用に充てることを目的として、信託会社と自己を受益者とする年金信託契約を、生命保険会社と自己を保険金受取人とする年金保険契約を、投資顧問会社と投資一任契約をそれぞれ締結するものとする。

2. この基金は、前項の規定による投資一任契約を締結する場合においては、信託会社と自己を受益者とする特定信託契約を締結する。
3. 第 1 項の規定により締結する信託契約について、年金たる給付及び一時金たる給付に要する費用に関する内容は、基金令第 30 条第 1 項に規定するもののほか、次の各号に該当するものでなければならない。

(1) 基金に支払うべき支払金は、次に掲げる場合に支払われるものとする。

ア 加入員若しくは加入員であった者又はこれらの者の遺族が、この基金の規約に定める給付を受けることができるとき。

イ この基金が、連合会に対して法第 160 条第 3 項及び法第 160 条の 2 第 2 項の規定に基づき中途脱退者に係る年金たる給付及び一時金たる給付の現価相当額又は脱退一時金相当額の交付を行うとき。

ウ 基金規則第 44 条の 2 の規定により業務経理への繰入金を受けることができるとき。

(2) 信託金と支払金とは相殺しないものであること。

4. 第 1 項の規定により締結する保険契約について、年金たる給付及び一時金たる給付に要する費用に関する内容は、基金令第 30 条第 2 項に規定するもののほか、次の各号に該当するものでなければならない。

(1) 基金に支払うべき保険金は、次に掲げる場合に支払われるものとする。

ア 加入員若しくは加入員であった者又はこれらの者の遺族が、この基金の規約に定める給付を受けることができるとき。

イ この基金が、連合会に対して法第 160 条第 3 項及び法第 160

条の2第2項の規定に基づき中途脱退者に係る年金たる給付及び一時金たる給付の現価相当額又は脱退一時金相当額の交付を行うとき。

- (2) 配当金の支払は、基金規則第44条の2の規定により業務経理への繰入金を受けることができる場合に行われるものであること。
 - (3) 保険期間の始期は、保険契約の成立した日とするものであること。
 - (4) 保険料と保険金とは相殺しないものであること。
5. 第2項の特定信託契約の内容は、基金令第31条に規定するもののほか、第3項の規定を準用する。

(運用管理規程)

第82条の2 前条第1項及び第2項の契約に係る次の事項は、運用管理規程において定めるものとする。

- (1) 運用受託機関又は資産管理機関の名称
 - (2) 信託金又は保険料の払込割合
 - (3) 基金に支払うべき支払金又は保険金の負担割合
 - (4) 資産の額の変更
2. 運用管理規程は、代議員会の議決を経て決定する。また、定めた事項を変更する場合においても同様とする。
3. 第1項第2号及び第3号に規定する事項の変更並びに第1項第4号に規定する事項については、前項の規定にかかわらず、理事会の議決を経て決定する。
4. 第1項第2号及び第3号に規定する事項の変更並びに第1項第4号に規定する事項であって、年金給付等積立金の安全かつ効率的な運用のために必要なものとして、運用管理規程で定めるものについては、前2項の規定にかかわらず、運用管理規程の定めるところにより、理事長の専決をもって決定することができる。
5. 理事長は、前2項の規定による処置については、次の代議員会においてこれを報告し、その承認を得なければならない。

(運用管理)

第82条の3 この基金は、自らの判断の下にこの基金にとって最適と認められる資産構成割合を定めるものとする。

(年金給付等積立金の積立て)

第83条 この基金は、法第136条の2に定めるところにより、年金給付

等積立金を積立てなければならない。

(業務の委託)

第 84 条 この基金は、三菱信託銀行株式会社に、次の各号に掲げる事務を委託することができるものとする。

- (1) 年金数理に関する事務
- (2) 給付金の支払に関する事務
- (3) 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号。以下「改正法」という。）附則第 84 条第 3 項から第 5 項までの規定による厚生年金保険の管掌者たる政府からの負担金に関する事務
- (4) 副本管理に関する事務
- (5) 副本管理に付随する事務
 - ア 加入員記録管理補助
 - イ 年金受給待期者補助
 - ウ 年金受給者記録管理補助
 - エ 厚生年金基金連合会移受換対象者抽出補助
 - オ 統計資料作成補助
 - カ 掛金額計算補助
 - キ 給付額計算補助

- 2. この基金は、前項に規定する事務のほか、法第 130 条 5 項に規定する業務の委託会社（連合会を除く。）に、年金資産及び年金債務の将来予測（運用の基本方針の策定のために必要な年金資産分析（リスク・リターン分析等）及び関連業務（最適資産構成に関する相談・助言等）を含む。）に関する事務を委託することができる。
- 3. この基金は、前 2 項に規定する事務のほか、法第 130 条第 5 項に規定する業務の委託会社（連合会を除く。）に、運用実績に係る統計の作成に関する事務を委託することができる。

第 10 章 費用の負担

(基本標準掛金)

第 85 条 この基金は、この基金が支給する第 1 種退職年金のうち基本年金額に相当する部分及び第 2 種退職年金に要する費用に充てるため、給付の額の計算の基礎となる各月につき、掛金（以下「基本標準掛金」という。）を徴収する。

- 2. 前項の基本標準掛金の額は、加入員の標準給与の月額に 1000 分の 9 を

乗じて得た額とする。

3. この基金の設立事業所以外の厚生年金保険の適用事業所に同時に使用される加入員に係る基本標準掛金の額は、前項の規定にかかわらず、第1号に定める額に第2号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 前項の規定により加入員の標準給与の月額に同項第1号又は第2号の掛金率を乗じて得た額

(2) 標準給与の月額の計算の基礎となる給与の月額に対するこの基金の設立事業所で受ける給与の月額の割合

(加算標準掛金)

第86条 この基金は、この基金が支給する第1種退職年金のうち加算年金額に相当する部分、遺族一時金及び脱退一時金に要する費用に充てるため、給付の額の計算の基礎となる各月につき、掛金（以下「加算標準掛金」という。）を徴収する。

2. 前項に規定する加算標準掛金の額は、加算適用加入員の加算給与の月額に1000分の381を乗じて得た額とする。

(掛金の負担割合)

第87条 加入員及び事業主は、次の表に掲げる区分に従い、それぞれ掛金を負担する。

区 分	加入員	事業主
基本標準掛金	——	9分の9
加算標準掛金	——	381分の381

(掛金の納付義務及び掛金の源泉控除)

第88条 事業主は、その使用する加入員及び自己の負担する掛金を納付する義務を負う。

2. 事業主は、加入員に対して通貨をもって報酬を支払う場合においては、加入員の負担すべき前月分の掛金（加入員がその事業所に使用されなくなった場合においては、前月分及びその月分の掛金）を報酬から控除することができる。
3. 事業主は、前項の規定によって掛金を控除したときは、掛金の控除に関する計算書を作成し、その控除額を加入員に通知しなければならない。

(徴収金)

第89条 この基金は、設立事業所以外の厚生年金保険の適用事業所に同時

に使用される加入員に係る第1種退職年金のうち基本年金額に相当する部分及び第2種退職年金の支給に要する費用の一部に充てるために、給付の額の計算の基礎となる各月につき、法附則第30条第2項第4号により読み替えられた法第140条第3項及び第4項の規定により算定された徴集金を徴収する。ただし、同条第8項の規定により免除された額については、この限りでない。

(積立上限額を超える場合の掛金の控除)

第89条の2 この基金は、毎事業年度の決算において、年金給付等積立金の額が基金令第39条の4第2項に規定する積立上限額（以下「積立上限額」という。）を上回ることとなった場合は、当該上回る額を基準として基金規則第47条の2の規定により算定された額を法第138条第3項に定めるところにより算定された掛金の額から控除するものとする。

(事務費掛金)

第90条 この基金は、第85条及び第86条に規定する掛金のほか、この基金の業務の執行に要する費用に充てるため、毎月事務費掛金を徴収する。

2. 前項の事務費掛金の額は、代議員会の議決を経て別に定めるところによる。
3. 第1項に定める事務費掛金は、事業主が全額を負担する。

(政府負担金)

第91条 この基金は、改正法附則第84条第3項から第5項までの規定による厚生年金保険の管掌者たる政府からの負担金を受け入れるものとする。

第11章 財務及び会計

(事業年度)

第92条 この基金の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(予算)

第93条 この基金は、毎事業年度、予算を作成し、当該事業年度開始前に厚生労働大臣に届け出なければならない。

2. 前項の予算に重要な変更を加えるとときは、遅滞なく、厚生労働大臣に届け出なければならない。

(決 算)

第 94 条 この基金は、毎事業年度、当該事業年度終了後 6 月以内に、貸借対照表及び損益計算書並びに当該事業年度の業務報告書を作成し、監事の意見をつけて、代議員会に提出し、その決議を得た後、厚生労働大臣に提出しなければならない。

2. この基金は、前項の書類をこの基金の事務所に備えつけて置かなければならない。
3. 加入員及び加入員であった者は、この基金に対し、前項の書類の閲覧を請求することができる。この場合においては、この基金は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。

(剰余金又は不足金の処理)

第 95 条 前条の決算の結果、剰余金又は不足金が生じたときの処分等は、基金規則第 48 条及び第 49 条に規定するところによる。

(年金経理から業務経理への繰入れ)

第 96 条 この基金は、毎事業年度、前事業年度末における年金給付等積立金の額が加入員及び加入員であった者に係る責任準備金の額以上の額であって、将来にわたり財政の健全な運営を維持することができるものとして、厚生労働大臣の定めるところにより算出した額を上回るときは、当該上回る額に相当する額を限度として、厚生労働大臣の定めるところにより、年金経理から業務経理へ繰り入れることができる。

(余裕金の運用)

第 97 条 この基金の業務上の余裕金は、基金令第 40 条の定めるところにより運用しなければならない。

(借入金)

第 98 条 この基金は、この基金の目的を達成するため必要な場合において、厚生労働大臣の承認を受けて、借入金を行うことができる。

(掛金の額の再計算)

第 99 条 この基金は、将来にわたって、財政の均衡を保つことができるように、少なくとも 5 年ごとに、基金令第 33 条に定める基準にしたがって掛金の額を再計算しなければならない。

2. 前項の規定にかかわらず、厚生労働大臣の定める基準に該当することとな

った場合には、この基金は直ちに掛金の額の再計算を行うものとする。

(掛金及び責任準備金の算出方法)

第100条 掛金及び責任準備金の算出方法は、別に定める。

(財務及び会計規程)

第101条 財務及び会計に関しては、この章に定めるもののほか、代議員会の議決を経て別に定める。

第12章 解散及び清算

(解 散)

第102条 この基金の解散については、法第145条の規定による。

(清 算)

第103条 この基金が解散したときの清算は、法第147条の規定により行うものとする。

(責任準備金相当額の納付)

第104条 この基金が解散したときは、基金令第55条の規定により計算した責任準備金相当額（以下「最低責任準備金」という。）を法第162条の3第1項の定めるところにより連合会に納付しなければならない。

(規約型企業年金に移行する場合における最低責任準備金の納付)

第104条の2 この基金が確定給付企業年金法第111条第3項の規定に基づき解散の認可があったとみなされたときは、第104条の規定にかかわらず、法第162条の3第1項に規定する責任準備金に相当する額を政府に納付するものとする。

(確定給付企業年金に移行する際の不足額の徴収)

第104条の3 この基金は、確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）第111条の規定に基づき、確定給付企業年金に移行する場合において、当該移行する日における年金給付等積立金の額が、当該移行する日において基金が年金たる給付（厚生年金代行給付に限る。）の支給に関する義務を負っている者に係る法第162条の3第1項に規定する責任準備金に相当する額を下回るときは、この基金は、当該下回る額を、この基金の設立

事業所の事業主から特別掛金として一括して徴収するものとする。

- 2 前項に規定する特別掛金の徴収は、当該特別掛金の額を当該移行する日における設立事業所の当該移行する日における設立事業所の標準給与の額（報酬標準給与の月額）の総額に応じて按分した額を、当該設立事業所の事業主が負担することにより行なうものとする。
- 3 前2項に定めるところにより、この基金が当該特別掛金の納入の告知をしたときは、設立事業所の事業主は、納入告知書に定める納付期限までに当該特別掛金を納付しなければならない。

（最低積立基準額）

第104条の4 この基金は、加入員及び加入員であった者の受給権を保全するため、毎事業年度末の日（以下、この条において「基準日」という。）において、最低保全給付を支給するために必要な給付原資である最低積立基準額を保有するものとする。

2. 前項の最低保全給付は、次の各号に応じて当該各号に定める給付とする。

- （1）基準日において年金受給者又は受給待期脱退者である者

規約に基づいて支給されることとなる年金たる給付

- （2）基準日において加入員である者

ア 基本部分

基本部分の標準的な退職年齢に達した日（基準日における当該加入員の年齢がこの年齢以上の場合にあっては基準日の翌日。以下、「基本部分の標準資格喪失日」という。）に加入員の資格を喪失した場合に支給されることとなる給付のうち、代行年金の額（加入員であった期間（ただし、法附則第30条第1項の認可を受けた日以後の期間を除く。）に係る法第132条第2項に規定する額（別表第3の2の左欄に掲げる者については、同項中「1000分の7.125」とあるのを、同表の右欄のように読み替えて同項により計算した額とする）をいう。以下同じ。）に相当する部分の給付に（ア）に定める按分率を乗じて得た給付と、平成11年4月1日前の期間に基づいて支給されることとなる上乗せ年金の額に相当する部分の給付及び平成11年4月1日以後平成15年8月1日前の期間に基づいて支給されることとなる上乗せ年金の額に相当する部分の給付に（イ）に定める按分率を乗じて得た給付並びに平成15年8月1日以後の期間に基づいて支給されることとなる上乗せ年金の額に相当する部分の給付に（ウ）に定める按分率を乗じて得た給付を合算して得た給付

(ア) 按分率＝A 1／B 1

A 1 基準日の翌日に加入員の資格を喪失した場合に代行年金の額の算定に用いる加入員期間（ただし、法附則第30条第1項の認可の日以後の期間を除く。）の月数

B 1 標準資格喪失日に加入員の資格を喪失した場合に代行年金の額の算定に用いる加入員期間（ただし、法附則第30条第1項の認可の日以後の期間を除く。）の月数

(イ) 按分率＝A 2／B 2

A 2 基準日の翌日に加入員の資格を喪失した場合に上乗せ年金の額の算定に用いる加入員であった期間のうち平成11年4月1日以後平成15年8月1日前の期間の月数

B 2 標準資格喪失日に加入員の資格を喪失した場合に上乗せ年金の額の算定に用いる加入員であった期間のうち平成11年4月1日以後平成15年8月1日前の期間の月数

(ウ) 按分率＝A 3／B 3

A 3 基準日の翌日に加入員の資格を喪失した場合に上乗せ年金の額の算定に用いる加入員であった期間のうち平成15年8月1日以後の期間の月数

B 3 標準資格喪失日に加入員の資格を喪失した場合に上乗せ年金の額の算定に用いる加入員であった期間のうち平成15年8月1日以後の期間の月数

イ 加算部分

(ア) 基準日の翌日に加算適用加入員の資格を喪失した場合に年金の受給資格が得られる者

加算部分の標準的な退職年齢に達した日（基準日における当該加算適用加入員の年齢がこの年齢以上の場合にあつては基準日の翌日。以下「加算部分の標準資格喪失日」という。）に加算適用加入員の資格を喪失したとした場合に支給されることとなる給付（以下「加算部分に係る標準給付」という。）に、以下に定める按分率を乗じた給付から当該加算適用加入員に係る過去勤務債務の未償却分に相当する給付を控除して得た給付とする。

按分率＝C／D

C 基準日の翌日に加算適用加入員の資格を喪失した場合

に、加算年金額の算定に用いる別表第4の係数

D 加算部分の標準資格喪失日に加算適用加入員の資格を喪失した場合に、加算年金額の算定に用いる別表第4の係数

(イ) (ア) 以外の者

加算部分に係る標準給付（ただし、当該加算適用加入員が加算部分の標準資格喪失日に加算適用加入員の資格を喪失した場合に、年金の受給資格が得られる場合は、当該加算適用加入員に係る選択一時金の算定に用いる別表第7の係数を乗じるものとする。）に、以下に定める按分率を乗じた給付から当該加算適用加入員に係る過去勤務債務の未償却分に相当する給付を控除して得た給付とする。

按分率＝E／F

E 基準日の翌日に加算適用加入員の資格を喪失した場合の一時金の額の算定に用いる別表第5の係数

F 加算部分の標準資格喪失日に加算適用加入員の資格を喪失した場合の一時金の額の算定に用いる別表第5の係数（ただし、当該加算適用加入員が加算部分の標準資格喪失日に加算適用加入員の資格を喪失した場合に、年金の受給資格が得られる場合は、別表第4の係数に当該加算適用加入員に係る選択一時金の算定に用いる別表第7の係数を乗じたものとする。）

3. 前項第2号イの規定にかかわらず、前項第2号イ（ア）に該当する者で、基準日における年金給付の現価相当額（厚生年金基金令第39条の3第3項に規定する予定利率及び予定死亡率を用いて算定されたものとする。）が加算年金に係る選択一時金の額を下回る場合には、当該選択一時金に相当する給付を加算部分に係る標準給付とする。

4. 第2項に定める給付の算定にあたっての前提は、次の各号の区分に応じて当該各号のとおりとする。

(1) 基本部分

ア 標準的な退職年齢は60歳とする。

イ 当該加入員に係る過去勤務債務の未償却分の範囲は、当該給付改善により生じた当該加入員に係る後発債務の未償却分とする。

(2) 加算部分

ア 標準的な退職年齢は60歳とする。

イ 当該加算適用加入員に係る過去勤務債務の未償却分の範囲は次のとおりとする。

(ア) 当該加算適用加入員が基金設立日において加算適用加入員であった場合は、給付の算定の基礎に基金設立前の期間を含めたことによる当該加算適用加入員に係る過去勤務債務の未償却分

(イ) 給付改善により生じた当該加算適用加入員に係る後発債務の未償却分

(ウ) 当該加算適用加入員が事業所編入した日において、当該編入事業所の加算適用加入員であった場合には、編入事業所が編入日以前の期間を通算することとした場合に生じた事業所の加算適用当該加入員に係る後発債務の未償却分

5. 第1項の最低積立基準額は、厚生年金基金令第39条の3第2項及び第3項に定めるところにより算定した額とする。

(残余財産の分配)

第105条 この基金が解散した場合において、この基金の債務を弁済した後に残余財産があるときは、清算人は、これを解散した日において、この基金が給付の支給に関する義務を負っていた者（以下「受給権者等」という。）に分配しなければならない。

2. 前項の分配は、解散日において算定した、各受給権者等に係る前条第2項に定める最低保全給付を支給するために必要な年金原資（以下「最低積立基準額相当額」という。）に基づき行うものとし、その分配額は、残余財産の額に、次の（ア）に掲げる額を（イ）に掲げる額で除した率を乗じた額。

(ア) 各々の受給権者等の上乗せ部分の最低積立基準額相当額

(イ) すべての受給権者等に係る上乗せ部分の最低積立基準額相当額の総額

3. この基金は、受給権者等から分配金の支払いの申出があった場合を除き、当該受給権者等に分配すべき残余財産の全部又は一部を連合会に交付する。

4. 前項の交付は、当該受給権者等に残余財産の取扱いに関し通知した上で行うものとする。

(通 知)

第106条 清算人は、残余財産を分配しようとするときは、受給権者等に次に掲げる次項を通知しなければならない。

(1) 分配金の額

(2) 分配金の支払の方法

2. 清算人は、受給権者等の所在が明らかでないため前項の通知をすることができないときは、前項の通知に代えて、前項各号に掲げる事項を公告しなければならない。

第13章 雑 則

(時 効)

第107条 掛金及び徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、2年を経過したとき、給付を受ける権利は、5年を経過したときは、時効によって消滅する。

2. 第1種退職年金及び第2種退職年金を受ける権利の時効は、当該年金がその全額につき支給を停止されている間は進行しない。
3. 掛金及び徴収金の納入の告知又は法第141条第1項において準用する法第86条第1項の規定による督促は、民法第153条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

(給付の制限)

第108条 加算適用加入員又は加算適用加入員であった者が別表第2に定める設立事業所の就業規則に定める懲戒解雇により解雇（実質的には懲戒解雇の発令のみ留保された論旨解雇を含む。）されたときは、第1種退職年金のうち加算年金額に相当する額、遺族一時金又は脱退一時金の額の全部又は一部について給付を行わないことができる。

2. 遺族一時金は、加算適用加入員又は加算適用加入員であった者を故意に死亡させた者には支給しない。加算適用加入員又は加算適用加入員であった者の死亡前に、その者の死亡によって遺族一時金の受給権者となるべき者を故意に死亡させた者にも、同様とする。

(不服申立て)

第109条 標準給与若しくは年金たる給付若しくは一時金たる給付に関する処分又は掛金その他徴収金の賦課若しくは徴収の処分若しくは法第141条第1項において準用する法第86条の規定による処分に不服のある者については、法第6章に定める不服申立ての規定を準用する。この場合において、法第91条の3中「第90条第1項又は第91条」とあるのは「第169条において準用する第90条第1項又は第91条」と読み替えるも

のとする。

(還元融資)

第110条 事業主及びこの基金は、加入員の福祉の増進に資するため、この基金の信託契約及び保険契約に係る資産の総額の4分の1に相当する額を上回らない額を、別に定めるところにより、還元融資として貸付けを受けることができるものとする。

(連合会への加入)

第111条 この基金は、連合会へ加入するものとする。

(支払保証事業への加入)

第112条 この基金は、連合会が行う支払保証事業に加入し、当該事業に必要な原資として定められた額を拠出するものとする。

2. この基金は、毎事業年度の決算時において解散時責任準備金等に基づき、積立水準について検証し、その結果を連合会に報告するものとする。

(生存に関する届書の提出)

第112条の2 第1種退職年金又は第2種退職年金の受給権者は、生存に関する届書を給付規程の定める日までに基金に提出しなければならない。ただし、年金給付の全額につき支給を停止されているときは、この限りでない。

(業務概況の周知)

第112条の3 この基金は、法第177条の2の規定に基づき、基金規則第56条の2で定めるところにより、毎事業年度1回以上、この基金の業務の概況について、加入員に周知するものとする。ただし、この基金の規約を変更した場合にあっては、速やかに周知するものとする。

2. この基金が、前項の業務概況の周知を行なう場合にあっては、基金規則第56条の2第2項各号に掲げる方法のうち、加入員以外の者であってこの基金が年金たる給付又は一時金たる給付の支給に関する義務を負っているものにも周知が行われる方法を選択するよう努めるものとする。

(実施規程)

第113条 この規約に特別の規定があるものを除くほか、この規約の実施のための手続、その他その執行について必要な規程は、代議員会の議決を経て別に定める。

附則

この規約は、平成12年2月11日から施行する。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規約は、平成6年4月1日から施行する。

(標準給与に関する経過措置)

第 2 条 この基金が日本電子機器厚生年金基金（以下「旧基金」という。）と合併した日（以下「合併日」という。）において、旧基金から引き継がれた加入員については、その資格の取得に関し第49条の規定による標準給与の決定を行わず、平成6年4月における厚生年金保険の標準報酬月額を、その者の同年同月における標準給与月額とする。

(加入員期間に関する経過措置)

- 第 3 条 旧基金より引き継がれた加入員の加入員期間の計算については、第44条の規定にかかわらず、旧基金設立日以降合併日までの期間を加入員期間に通算するものとする。
2. 旧基金の加入員であった者で、合併日以降新たに基金の加入員となるものにかかる加入員期間の計算については、第44条の規定にかかわらず、旧基金における加入員期間を加入員期間に通算するものとする。

(加算適用加入員及び加算給与に関する経過措置)

- 第 4 条 合併日において、第40条に定める条件を満たしている者は、合併日において加算適用加入員となるものとし、その者に係る加算給与の月額は、第51条の規定にかかわらず、加算適用加入員となった日における退職手当算定基礎額とする。
2. 前項の規定により定められた加算給与の月額は、その年の9月までの各月の加算給与の月額とする。

(給付に関する経過措置)

第 5 条 大正15年4月1日以前に生まれた者及び昭和61年4月1日前に支給事由の生じた国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「改正法」という。）第3条の規定による改正前の厚生年金保

険法（以下「旧厚生年金保険法」という。）による老齢年金、改正法第5条の規定による改正前の船員保険法による老齢年金若しくは施行日の前日において法律によって組織された共済組合が支給する退職年金（同日においてその受給権者が55歳に達している者に限る。）若しくは減額退職年金（同日においてその受給権者が55歳に達している者に限る。）の受給権者については、この規約第55条中「1000分の10.5（別表第3の左欄に掲げる者については、同表の右欄のように読み替えるものとする。）」を「1000分の13.0」に、第62条第5項第2号並びに第65条第3号及び第4号中「特例支給の老齢厚生年金等」を「旧厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金」に読み替えるものとし、第65条第2号の規定は、これを適用しないものとする。

2. 旧基金より引き継がれた加算適用加入員のうち合併日前日において加算適用加入員期間2年以上の者が、第71条の規定に該当することなく加算適用加入員の資格を喪失したときは、第71条及び第72条の規定にかかわらず、合併日前日において旧基金の加算適用加入員でなくなったものとみなして計算される額を脱退一時金として支給する。
3. 旧基金より引き継がれた加算適用加入員の第1種退職年金のうち加算年金額、遺族一時金及び脱退一時金の額は、第62条、第69条及び第72条の規定にかかわらず、合併日前日において旧基金の加算適用加入員でなくなったものとみなして計算される給付の額と、当該各条に定めるところにより計算される額のいずれか高い額とする。
4. 前2項の規定については、合併日から3年経過した日にその効力を失うものとする。
5. この基金が支給する年金たる給付であって、合併日前に支給事由の生じたものについては、なお従前の例による。
6. 旧基金が支給する年金たる給付であって、合併日前に支給事由の生じたもの（未裁定待期者を含む。）については、この規約の規定にかかわらず、なお旧基金の規約によるものとする。

（過去勤務期間）

- 第6条 合併日において、附則第4条の規定により加算適用加入員となった者については、設立事業所の社員となった日以降この基金の合併日までの期間（以下「過去勤務期間」という。）を給付の額の計算の基礎として用いるものとする。
2. 過去勤務期間は、第45条第2項から第4項までの規定の例により計算する。

3. 過去勤務期間を有する加算適用加入員について第56条、第61条、第68条、第69条、第71条及び第72条の規定を適用する場合には、これらの規定中「加算適用加入員期間」とあるのは「加算適用加入員期間に過去勤務期間を加えた期間」と読み替えるものとする。

(選択一時金に関する経過措置)

第7条 第1種退職年金の受給権者は、当分の間、次条及び附則第9条に定めるところにより、選択一時金の支給を受けることができる。

(選択一時金の支給)

第8条 選択一時金は、次の各号のいずれかに該当する場合に、その者に支給する。

- (1) 加算適用加入員期間が15年以上の者が、加算適用加入員の資格を喪失した後、60歳に達するまでの間に一時金の選択を申し出たとき。
- (2) 第1種退職年金の裁定請求と同時に選択一時金を請求したとき。
- (3) 第1種退職年金の受給権者が、第1種退職年金の額のうち加算年金額に相当する部分の支給開始後、20年未満で一時金の選択を申し出たとき。

(選択一時金の額)

第9条 前条第1号又は第2号の規定に該当する場合の選択一時金の額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 初めて選択一時金の支給を申し出たとき。

第1種退職年金の額のうち加算年金額に相当する額に一時金の選択を申し出たときの年齢に応じ別表第7に定める率を乗じて得た額に、受給権者の選択による次の各号に定める率（以下「選択割合」という。）のいずれかを乗じて得た額とする。

- ア 100分の100
- イ 100分の75
- ウ 100分の50
- エ 100分の25

- (2) 既に選択一時金を受給した者が再び選択一時金の支給を申し出たとき。

第1種退職年金の額のうち加算年金額に相当する額に、100分の100から当該受給権者の選択した選択割合を控除した割合を乗じて得た額（以下「残余年金額」という。）に一時金の選択を申し出たときの年齢に応じ別表第7に定める率を乗じて得た額前条第3号の規定に該当する場合の選択一時金の額は、次の各号に定

める額とする。

- (3) 前条第1号又は第2号に規定する選択一時金の申し出をしなかった者が選択一時金の支給を申し出たとき。

第1種退職年金の額のうち加算年金額に相当する額に、残存保証期間に応じ別表第8に定める率を乗じて得た額

- (4) 前条第1号又は第2号の規定により、既に選択一時金を受給した者のうち残余年金額を有している者が再び選択一時金の支給を申し出たとき。

残余年金額に残存保証期間に応じ別表第8に定める率を乗じて得た額

3. 年齢に1歳未満(月単位)の端数がある場合又は残存保証期間に1年未満の端数がある場合における率は別表第7又は別表第8に掲げる算式によって計算した率を適用するものとする。

(選択一時金支給に伴う給付の特例)

第10条 第62条第1項の規定にかかわらず、附則第9条に定める選択一時金を支給された者の第1種退職年金の額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 100分の100の選択割合を選択した者又は前条第1項第2号又は第2項各号の規定による選択一時金の額を受けた者
基本年金額に相当する額

- (2) 前号に定める者以外の者

基本年金額と残余年金額とを合算した額

2. 前項の規定にかかわらず、加算年金支給開始時から20年を経過した後の残余年金額は、残余年金額の2分の1に相当する全額とする。
3. 第68条の規定にかかわらず、第1項第1号に該当する者が再び加算適用加入員となることなくして死亡したときは、遺族一時金を支給しない。
4. 第1項第2号に該当する者が再び加算適用加入員となることなくして死亡したときに支給する遺族一時金の額は、第69条第1項第2号中「第56条の規定により計算される額」を「残余年金額」に、同条同項第3号中「加算年金額」を「残余年金額」にそれぞれ読み替えて計算された額とする。

(基本加算年金額に関する選択一時金の経過措置)

第11条 第1種退職年金又は第2種退職年金の受給権者若しくはこの基金の加入員であつて、法第160条の2第3項の規定により加算した額の年金給付の支給に関する義務を承継している者は、当分の間、本条に定めるところにより当該年金給付の支給に代えて、一時金の支給を受けることがで

きる。

2. 法第161条の規定により、支給に関する義務を承継した法第160条の2第3項に規定する一時金たる給付としての部分に係る選択一時金は、第1種退職年金又は第2種退職年金の受給権者が、連合会の規約に定める選択一時金の申出事由に該当する場合であって、かつ、次の各号のいずれかのときにおいて一時金の選択を申し出たときにその者に支給する。
 - (1) 第1種退職年金又は第2種退職年金のうち、基本加算年金額に相当する部分の支給が開始されるとき。
 - (2) 第1種退職年金又は第2種退職年金の受給権者が基本加算年金額に相当する部分の支給が開始された後連合会の規約に定める保証期間を経過する前に一時金の選択を希望するとき。
3. この基金の加入員であって、法第160条の2第3項の規定により加算された額の年金給付の支給に関する義務を承継している者に対する選択一時金は、連合会の規約の定めるところにより当該者が加入員の資格を喪失した場合において一時金の選択を申し出たときに、その者に支給する。
4. 本条に定める選択一時金の額は連合会の規約に定めるところにより計算した一時金の額とする。

(基本加算年金額の選択一時金支給に伴う特例)

- 第12条 第62条第2項及び第3項並びに第66条第2項及び第3項の規定にかかわらず、前条の規定により基本加算年金額を選択一時金として支給された者に支給する年金額は、第62条第1項(附則第10条に該当する場合は同条に規定する額とする。以下同じ。)又は第66条第1項に規定する第1種退職年金の額又は第2種退職年金の額とする。
2. 前項の規定にかかわらず、連合会規約の規定により基本加算年金額の2分の1に相当する部分についてのみ選択一時金を支給された者に支給する年金額は、第62条第1項又は第66条第1項に規定する第1種退職年金の額又は第2種退職年金の額に基本加算年金額の2分の1に相当する額を加算した額とする。

(基本加算年金の選択一時金支給に伴う遺族一時金の特例)

- 第13条 附則第11条の規定により基本加算年金額の選択一時金を支給された者が再び加算適用加入員となることなく死亡したときの第68条第2項に規定する遺族一時金は、次の各号の定めるところによるものとする。
- (1) 附則第11条第2項又は第3項の規定による選択一時金の全額につき支給を受けたとき。

第68条第2項の規定による遺族一時金は、支給しない。

(2) 附則第11条第2項又は第3項の規定による選択一時金の2分の1につき支給を受けたとき。

第69条第1項第4号に規定する死亡一時金の額の2分の1に相当する額を第68条第2項による遺族一時金として支給する。

(特別掛金)

第14条 この基金は、附則第6条に規定する過去勤務期間に基づく給付の費用に充てるため、当分の間、その給付の額の計算の基礎となる各月につき、特別掛金を徴収する。

2. 特別掛金の額は、加算適用加入員の加算給与の月額に、1000分の995から1000分の1664までの範囲において、定めた率を乗じて設定する。
3. 第1項に定める特別掛金の額は、加算適用加入員の加算給与の月額に、1000分の1573を乗じて得た額とする。
4. 特別掛金は、事業主が全額負担する。
5. 第88条第1項の規定は、特別掛金について準用する。

(掛金の特例)

第15条 この基金は、附則第6条に規定する過去勤務期間に基づく給付の費用に充てるため、別表第9に定める適格退職年金制度の廃止に伴って当該制度から事業主に返還された返還金に相当する額を、事業主から掛金として徴収する。

2. 前項の掛金は、事業主が、同項の返還金を受領した日に納付するものとする。

(掛金に関する経過措置)

第16条 平成6年3月以前の月に係る掛金については、なお従前の例による。

(従前の処分等)

第17条 この附則に別段の規定があるものを除くほか、変更前の規約によつてした処分、手続きその他の行為は、この規約中の相当する規定によつてした処分、手続きその他の行為とみなす。

(脱退事業所に係る債務及び不足金の一括拋出)

第18条 この基金は、設立事業所が基金を次の各号に掲げる事由により脱退

する場合（設立事業所でなくなった事業主の事業及び権利義務を継承する事業主が、引続きこの基金の設立事業所の事業主として存続する場合を除く。）において脱退により生じる当該事業所に係る債務及び不足金を特別掛金として、当該事業所（以下「脱退事業所」という。）から一括して徴収するものとする。

（１）設立事業所の事業主が基金あてに任意脱退を申し入れ代議員会が認めた場合

（２）合併又は営業譲渡による場合

（３）その他上記の事由に準ずるものとして代議員会が認めた場合

２．前項に定める脱退事業所に係る債務及び不足金とは、次の各号に掲げる債務及び不足金をいう。

（１）未償却過去勤務債務相当額

（２）繰越不足金

（３）基金の保有する固定資産の時価評価額が財政運営上の評価額を下回っている場合に生じる不足金

（４）財政運営上の不足金

（５）資産勘定に計上されている特例調整金

（脱退事業所に係る債務及び不足金の額）

第１９条 前条第２項各号に掲げる債務及び不足金の額は、次の各号により計算される金額とする。

（１）前条第２項第１号に掲げる債務相当額

次のイ及びロにより計算される金額の合計額。

イ 脱退事業所が脱退する直前の財政決算日（脱退日の属する月が４月から９月までのときは前々年度の財政決算時、１０月から３月までのときは前年度の財政決算時とする。ただし、当該財政決算時から脱退日までに制度変更（財政再計算を含む）があった場合は、当該変更に係る掛金率を算定した時点とする。以下同じ。）における脱退事業所の加入員の標準給与の月額１２倍に、直前の財政決算日の責任準備金の算出に用いる基本部分に係る特別掛金率と、当該特別掛金率に係る脱退日の翌日の属する月の前月（以下「脱退日前月」という。）の末日における残余償却年数に対応する別表第１０に定める年金現価率を乗じて得た金額及び直前の財政決算日における脱退事業所の加算適用加入員の加算給与の月額１２倍に、直前の財政決算日の責任準備金の算出に用いる加算部分に係る特別掛金率と、当該特別掛金

率に係る脱退日前月の末日における残余償却年数に対応する別表第10に定める年金現価率を乗じて得た金額を合算して得た金額。

ロ 直前の財政決算日における脱退事業所の加入員の標準給与の月額額の12倍に、直前の財政決算日の責任準備金の算出に用いる評価損償却掛金率と、当該評価損償却掛金率に係る脱退日前月の末日における残余償却年数に対応する別表第10に定める年金現価率を乗じて得た金額。

(2) 前条第2項第2号に掲げる不足金

直前の財政決算日の繰越不足金の額に、直前の財政決算日から脱退日前月の末日までの月数に対応する予定利率による付利率（以下「付利率」という。）と、この基金の直前の財政決算日における加入員の標準給与月額額の総額に対する脱退事業所の直前の財政決算日における加入員の標準給与月額額の総額の割合（以下「標準給与割合」という。）を乗じて得た金額。

(3) 前条第2項第3号に掲げる不足金

直前の財政決算日における財政運営上の評価額から時価評価額を控除した額に、付利率と、標準給与割合を乗じて得た金額。ただし、当該金額が負の数となる場合は0とする。

(4) 前条第2項第4号に掲げる不足金

事業所脱退により当該事業所の加入員が受ける給付の現価から事業所が脱退しない場合の当該事業所の加入員に係る数理債務を控除して得た金額から、当該事業所の加入員に係る将来加入員の数理債務を控除して得た金額。ただし、当該金額が負の数となる場合は0とする。

(5) 前条第2項第5号に掲げる不足金

直前の財政決算日の特例調整金の額に、付利率と、標準給与割合を乗じて得た金額。

（特別掛金の納入告知及び納付期限）

第20条 この基金は、脱退しようとする設立事業所の事業主に対し、脱退の日の2週間前までに附則第19条第1項に定める特別掛金の納入告知を行わなければならない。ただし、合併又は営業譲渡等の事実の判明が遅れた場合はこの限りではない。

2. 脱退しようとする設立事業所の事業主は、附則第19条第1項に定める特別掛金を脱退の日の前日までに、この基金に納付するものとする。ただし、合

併又は営業譲渡等の事実の判明が遅れたことにより納入告知が脱退の日の前日以降となった場合はこの限りではない。

附 則

平成9年度末移行調整金(17.32億円)を20年償却する目的で規約制定

(施行期日)

第1条 この規約は、平成11年4月1日より施行する。

(資産の評価方法を簿価から時価へ移行することに伴う

評価損償却のための特別掛金)

第2条 この基金は、財政運営基準の変更により資産の評価方法を簿価から時価へ移行することに伴う評価損償却の費用に充てるため、当分の間、特別掛金を徴収する。

2. この特別掛金の額は、加入員の標準給与の月額に、1,000分の5を乗じて得た額とする。

3. 第1項の特別掛金は、事業主が全額負担する。

4. 第88条第1項の規定は、第1項の特別掛金について準用する。

(掛金に関する経過措置)

第3条 平成11年3月以前の月に係る掛金については、なお従前の例による。

附 則

年金給付額5%適正化(H12年法律第18号)対応への経過措置

(施行期日)

第1条 この規約は、平成12年4月1日から施行する。

(年金額に関する経過措置)

第2条 平成12年4月1日前においてこの規約による改正前の基金規約の第1種退職年金又は第2種退職年金（以下「退職年金等」という。）の受給権を有していた者に支給する当該退職年金等の額については、なお従前の例による。

2. 平成12年3月以前の月に係るこの規約による改正前の基金規約による退職年金等であって、同年4月1日においてまだ支給されていないものについては、なお従前の例による。

附 則

育児休業者の事業主負担掛金免除(H12年法律第18号)対応への経過措置

(施行期日)

第1条 この規約は、平成12年4月1日から施行する。

(育児休業期間中の者の経過措置)

第2条 平成12年4月1日前にこの規約による改正前の第87条の2の規定に基づく申出をした者であって、同月末日以後に育児休業が終了する者については、同月1日にこの規約による改正後の第87条の2の規定に基づく申出があったものとみなして、同条の規定を適用する。

(掛金に関する経過措置)

第3条 平成12年3月以前の月に係る掛金については、なお従前の例による。

附 則

学識経験監事廃止(H12年法律第18号)に伴う経過措置

(施行期日)

第1条 この規約は、平成12年9月18日から施行する。

(学識経験を有する者のうちから選任された監事に関する経過措置)

第2条 前条に掲げる規定の施行の際、現に基金の学識経験を有する者のうちから選任された監事である者については、変更後の規約第26条第5項の規定にかかわらず、その者の当該監事としての残任期間に限り、なお従前の例による。

附 則

厚生年金保険法第20条改正(H12年法律第18号)に伴う標準給与月額に関する経過措置

(施行期日)

第1条 この規約は、平成12年10月1日から施行する。

(標準給与月額に関する経過措置)

第2条 平成12年10月1日前にこの基金の加入員の資格を取得し、同日まで引き続き加入員の資格を有する者であって、平成12年9月の標準給与月額が92,000円、又は590,000円である者（当該標準給与月額の基礎となった給与月額が605,000円未満である者を除く。）の標準給与月額は、当該標準給与月額の基礎となった給与月額を国民年金法等の一部を改正する法律（平成12年法律第18号）第4条による改正後の厚生年金保険法第20条の規定の例による標準給与月額の基礎となる給与月額とみなして改定する。

2. 前項の規定により改定された標準給与月額は、平成12年10月から平成13年9月までの各月の標準給与月額とする。

附 則

業務委託形態の変更(I B型→II型)に伴う第84条（業務の委託）の規約変更

(施行期日)

第1条 この規約は、平成12年11月1日から施行する。

附 則

公告事項の追加（政令179号）に伴う第5条（公告の方法）の規約変更

(施行期日)

第1条 この規約は、平成13年2月27日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

中央省庁等の組織再編に伴う規約変更

第 3 6 条（理事の職務及び損害賠償責任）

第 9 3 条（予算）

第 9 4 条（決算）

第 9 6 条（年金経理から業務経理への繰入）

第 9 8 条（借入金）

第 9 9 条（掛金の再計算）

（施行期日）

第 1 条 この規約は、平成 1 3 年 2 月 2 7 日から施行し、平成 1 3 年 1 月 6 日から適用する。

附 則

ユニシアジェーケーシーステアリングシステム株式会社の事業所編入に伴う規約変更

別表第 1（設立事業所の名称及び所在地）

別表第 2（設立事業所の就業規則）

（施行期日）

第 1 条 この規約は、認可の日から施行し、平成 1 3 年 8 月 1 日から適用する。

附 則

6 0 歳台前半の在職老齢年金制度導入に伴う規約変更

第 5 8 条（支給期間）

第 6 4 条（支給停止）

第 6 7 条の 2（支給停止）

（施行期日）

第 1 条 この規約は、平成 1 4 年 3 月 1 日から施行する。

（給付に関する経過措置）

第 2 条 平成 1 4 年 3 月 1 日前において、この規約による変更前の基金規約に基づき第 1 種退職年金又は第 2 種退職年金の受給権を有する者の給付については、なお従前の例による。

附 則

平成12年度決算で明らかとなった不足金解消に伴う規約変更

附則 第14条（特別掛金）

（施行期日）

第1条 この規約は、平成14年4月1日より施行する。

（掛金に関する経過措置）

第2条 平成14年3月以前の月に係る掛金については、なお従前の例（掛金率及び負担割合）による。

附 則

任意脱退事業所に係る特別掛金徴収規定の新設

附則 第18条（脱退事業所に係る債務及び不足金の一括拠出）

附則 第19条（脱退事業所に係る債務及び不足金の額）

附則 第20条（特別掛金の納入告知及び納付期限）

別表第10 （残余償却年数別年金現価率表）

附 則

この規約は、認可の日から施行し、平成14年3月1日から適用する。

附 則

被保険者の拡大、老齢厚生年金支給開始年齢引上げ及び60歳台後半の在職老齢年金制度導入に伴う規約変更

第42条（資格喪失の時期）

第55条（基本年金額）

第58条（支給期間）

第61条（支給要件）

第62条（年金額）

第64条（支給停止）

第65条（支給要件）

第66条（年金額）

第67条の2（支給停止）

第77条（中途脱退者の第2種退職年金）

別表第3（基本年金額の生年月日別支給乗率表）

(施行期日)

第 1 条 この規約は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

(加入員の資格に関する経過措置)

第 2 条 昭和 7 年 4 月 2 日以後に生まれた者であり、かつ平成 14 年 3 月 31 日において設立事業所に使用される者であつて、同年 4 月 1 日において同日前から引き続き当該設立事業所に使用される者は、同日に加入員の資格を取得する。

(給付に関する経過措置)

第 3 条 平成 14 年 4 月 1 日前において、この規約による変更前の基金規約に基づき第 1 種退職年金又は第 2 種退職年金の受給権を有する者の給付については、なお従前の例による。

(支給停止に関する経過措置)

第 4 条 平成 14 年 4 月 1 日前において、老齢厚生年金の受給権を取得した者の給付については、第 64 条第 5 項及び第 67 条の 2 で準用する第 64 条第 5 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2. 平成 14 年 4 月 1 日前において、この規約による変更前の基金規約に基づき第 1 種退職年金又は第 2 種退職年金の受給権を有する者の給付については、第 64 条第 5 項及び第 67 条の 2 で準用する第 64 条第 5 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

母体企業の商号変更及びこれに伴う基金名称変更に係る規約変更

表紙

第 2 条 (名称)

別表第 1 (設立事業所の名称及び所在地)

別表第 2 (設立事業所の就業規則)

附 則

この規約は、平成14年10月1日から適用する。

附 則

確定給付企業年金法施行に伴う遺族の要件変更に係る規約変更

第70条（遺族）

（施行期日）

第1条 この規約は、平成14年9月1日より施行する。

（遺族一時金に関する経過措置）

第2条 平成14年9月1日前において、遺族一時金を受ける権利を有する者については、変更後の規約第70条の規定を適用せず、変更前の規約第70条の規定は、なおその効力を有する。

附 則

確定給付企業年金法施行に伴う基金解散時の一括拠出に係る規約変更

第104条の2（解散時の特別掛金の一括徴収）

（施行期日）

第1条 この規約は、平成14年9月1日より施行する。

（解散時の特別掛金の一括徴収に係る経過措置）

第2条 第104条の2の規定の適用については、当分の間、同条第1項中「当該解散する日を次条第1項に規定する基準日とみなして同条第2項の規定に基づき算定した最低積立基準額（以下この条において「最低積立基準額」という。）とあるのは「当該解散する日における最低責任準備金の額」と、同条第2項中「最低積立基準額」とあるのは「最低責任準備金の額」とする。

附 則

確定給付企業年金法施行に伴う積立上限額を超える場合の掛金の控除に係る規約変更

第89条の2（積立上限額を超える場合の掛金の控除）

（施行期日）

第1条 この規約は、平成14年9月1日より施行する。

附 則

基金令の改正による公告に関する規定の改変に係る規約変更

第5条（公告の方法）

附 則

この規約は、平成14年8月26日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

法及び基金令の改正による「年金給付」を「年金たる給付」変更するに関する規約変更

第82条（年金給付等積立金の管理及び運用に関する契約の締結）

第104条の3（最低積立基準額）

第109条（不服申立て）

附 則

この規約は、平成14年8月26日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

法改正による業務委託に関する適用条文の変更公告に係る規約変更

第84条（業務の委託）

附 則

この規約は、平成14年8月26日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

法及び基金規則の改正による業務概況の周知に関する規定の追加に係る規約変更

第112条の3（業務概況の周知）

附 則

この規約は、平成14年8月26日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

加算特別掛金を弾力償却とする規約変更

附則 第14条（特別掛金）

（施行期日）

第1条 この規約は、認可の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

（掛金に関する経過措置）

第2条 平成14年3月以前の月に係る掛金については、なお従前の例（掛金及び負担割合）による。

附 則

将来期間分の代行返上に係る規約変更

第55条（基本年金額）

第57条（端数処理）

第76条（支給義務の移転）

第79条（中途脱退者に係る脱退一時金相当額の交付）

第80条（支給義務の承継）

第85条（普通掛金）

第87条（掛金の負担割合）

第87条の2（育児休業期間中の加入員の特例）

第89条（徴収金）

第104条の3（裁定積立基準額）

別表第3の2（生年月日別給付乗率）

附 則

（施行期日）

第1条 この規約は、認可の日から施行する。

（給付に関する経過措置）

第2条 退職年金の受給権者が次の各号のいずれかに該当する場合、当該基金の受給権者に支給する年金の額は、この規約による改正後の日立ユニシアオートモティブ厚生年金基金規約（以下「改正後の基金規約」という。）に基づいて支給される年金の額に、次項に規定する額を加算した額とする。ただし、その者が次の各号のいずれにも該当しなくなったときには、本条を適用せず、該当しなくなった月の翌月から、年金額を改定する。

- （1）基金の受給権者が老齢厚生年金又は特例支給の老齢厚生年金等の受給権を有さない場合
- （2）基金の受給権者が障害厚生年金の受給権を有する者であって、法第38条第1項の規定によりその者の老齢厚生年金又は特例支給の老齢厚生年金等の全部の支給が停止されている場合
- （3）基金の受給権者が遺族厚生年金の受給権を有する場合であって、法第38条第1項の規定によりその者の老齢厚生年金又は特例支給の老齢厚生年金等の全部の支給が停止されている場合
- （4）基金の受給権者が法附則第11条の5の規定によりその者の特例支給の老齢厚生年金等の全部の支給が停止されている場合
- （5）基金の受給権者が遺族厚生年金の受給権を有する場合であって、法第38条の2第1項の規定によりその者の老齢厚生年金又は特例支給の老齢厚生年金等の2分の1に相当する額の停止が解除されてる場合

- (6) 基金の受給権者が厚生年金保険の被保険者である場合
- 2 基金の受給権者が前項の各号のいずれかに該当する場合に、その者の年金の額に加算する額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号から第4号に該当する場合

この規約による改正前の日立ユニシアオートモティブ厚生年金基金規約（以下「改正前の基金規約」という。）を適用した場合に支給されることとなる年金の額から改正後の基金規約にもとづいて支給される年金の額を控除して得た額

- (2) 前項第5号に該当する場合

前号に規定する額の2分の1に相当する額

- (3) 前項第6号に該当する場合

次のアに掲げる額からイ及びウに掲げる額の合計額を控除した額

ア 改正前の基金規約を適用した場合に支給されることとなる年金の額

イ 改正後の基金規約に基づいて支給される年金額

ウ 法附則第30条第1項の認可の日以後の加入員であった期間の平均標準給与の月額 $\frac{1000}{分}$ の7.125（別表第3の2の左欄に掲げる者については、同表の右欄のように読み替えるものとする。）に相当する額に法附則第30条第1項の認可の日以後の加入員期間の月数を乗じて得た額に、当該受給権者が支給を受けている老齢厚生年金又は特例支給の老齢厚生年金等の額を当該受給権者が被保険者でなかったとした場合に支給されることとなる老齢厚生年金又は特例支給の老齢厚生年金等の額で除して得た率を乗じて得た額

第3条 法附則第30条第1項の認可の日前に既にその額が計算されて退職年金を受ける権利を有する者に支給する当該退職年金については、なお従前の例による。

（中途脱退者に係る支給義務の承継に関する経過措置）

第4条 法附則第30条第1項の認可の日前において、改正前の基金規約に基づき退職年金の支給に関する義務を連合会に移転した中途脱退者が、法附則第30条第1項の認可の日以後再びこの基金の加入員となった場合の、その者に係る退職年金の支給に関する義務の承継並びに当該給付の現価相当額の交付の請求については、改正後の基金規約は適用せず、改正前の基金規約第72条の規定は、なおその効力を有する。

(掛金に関する経過措置)

第5条 法附則第30条第1項の認可の日の属する月の前月までの月に係る掛金については、なお従前の例(掛金率及び負担割合)による。

附 則

代議員、理事の定数変更に係る規約変更

第7条(定数)

第26条(役員の定数及び選任)

附 則

この規約は、平成15年4月13日から施行する。

附 則

総報酬制施行及び加算特別掛金率の変更に係る規約変更

第48条(標準給与の基準)

第85条(基本標準掛金)

第86条(加算標準掛金)

第87条(掛金の負担割合)

附則第14条(特別掛金)

(施行期日)

第1条 この規約は、認可の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

(掛金に関する経過措置)

第2条 平成15年3月以前の月に係る掛金については、なお従前の例(掛金率及び負担割合)による。

附 則

ユニシアジェーケーシーステアリングシステム株式会社の新規加入員に係る規約変更

第49条 (給与の月額算定方法並びに標準給与の決定及び改定の方法)

第51条 (加算給与の月額)

第56条 (加算年金額)

第61条 (第1種退職年金：支給要件)

第68条 (遺族一時金：支給要件)

第69条 (遺族一時金の額)

第71条 (脱退一時金：支給要件)

第72条 (脱退一時金の額)

(施行期日)

第1条 この規約は、認可の日から施行し、平成15年5月1日から適用する。

(標準給与に関する経過措置)

第2条 施行日に株式会社ボッシュオートモーティブシステム（以下「RBAJ社」という。）から基金の設立事業所であるユニシアジェーケーシーステアリングシステム株式会社(以下「UJKC社」という。))へ転籍したことに伴い、加入員の資格を取得した者（以下「転籍者」という。）については、その資格の取得に関し第49条の規定による標準給与の決定を行わず、平成15年5月における厚生年金保険の標準報酬月額を、その者の同年同月における標準給与月額とする。

(加算給与に関する経過措置)

第3条 転籍者の加算給与の月額は、施行日現在における当該転籍者の退職手当算定基礎額に基づいて定めるものとし、第51条第3項の規定にかかわらず、施行日の属する月からその年の9月までの各月の加算給与の月額とする。

(加算適用加入員期間に関する経過措置)

第4条 転籍者については、RBAJ社の社員となった日以降施行日前日までの期間（以下「過去勤務期間」という。）を給付の額の計算の基礎として用いるものとする。

2 過去勤務期間は、RBAJ社就業規則等により計算された期間でかつUJKC社の認めた期間とする。

3 過去勤務期間を有する転籍者について第61条、第68条及び第71条の規定を適用する場合には、これらの規定中「加算適用加入員期間」とあるの

は「加算適用加入員期間に過去勤務期間を加えた期間」と読み替えるものとする。

(給付に関する経過措置)

第 5 条 転籍者に係る加算年金額の計算は、第 56 条の規定にかかわらず、次の第 1 号により計算される額から、第 2 号により計算される額を控除した額(ただし、当該額が負値となる場合は 0 とする。)を、その者が加算適用加入員の資格を喪失したときの年齢に応じ別表第 7 に定める率で除して得た額とする。

(1) 第 56 条中「加算適用加入員期間」を「加算適用加入員期間に過去勤務期間を加えた期間」と読み替え、同条の規定により計算した額にその者が加算適用加入員の資格を喪失したときの年齢に応じ別表第 7 に定める率を乗じて得た額

(2) 別に定める当該転籍者が R B A J 社の退職慰労金規定等(施行日前日現在において効力を有する退職慰労金規定等をいう。)により転籍時に給付を受けた額(以下「転籍時給付額」という。)

2 転籍者に係る遺族一時金の額の計算は、第 69 条の規定にかかわらず、次の第 1 号により計算される額から、第 2 号に定める額を控除した額(ただし、当該額が負値となる場合は 0 とする。)とする。

(1) 第 69 条第 1 項第 1 号中「加算適用加入員期間」を「加算適用加入員期間に過去勤務期間を加えた期間」と読み替え、同条同項同号の規定により計算される額

(2) 転籍時給付額

3 転籍者に係る脱退一時金の額は、第 72 条の規定にかかわらず、次の第 1 号により計算される額から、第 2 号に定める額を控除した額(ただし、当該額が負値となる場合は 0 とする。)とする。

(1) 第 72 条中「加算適用加入員期間」を「加算適用加入員期間に過去勤務期間を加えた期間」と読み替え、同条の規定により計算される額

(2) 転籍時給付額

附 則

給付引下げに係る規約変更

第 5 5 条 (基本年金額)

第 5 6 条 (加算年金額)

第 6 2 条 (年金額)

第 6 8 条 (支給要件)

第 6 9 条 (遺族一時金の額)

第 7 6 条 (支給義務の移転)

第 8 5 条 (基本標準掛金)

第 8 6 条 (加算標準掛金)

第 8 7 条 (掛金の負担割合)

第 1 0 4 条 (最低積立基準額)

附則第 8 条 (選択一時金の支給)

附則第 1 0 条 (選択一時金支給に伴う給付の特例)

附則第 1 4 条 (特別掛金)

別表第 3 (基本年金額の生年月日別支給乗率表)

別表第 4 (第 1 表、第 2 表、第 3 表)

別表第 6 (加算年金額据置率表)

別表第 7 (遺族一時金乗率表、選択一時金乗率表)

別表第 8 (遺族一時金乗率表、選択一時金乗率表)

別表第 1 0 (残余償却年数別年金原価率表)

(施行期日)

第 1 条 この規約は、平成 1 5 年 8 月 1 日から施行する。

(給付に関する経過措置)

- 第 2 条 施行日前日までに、同日において効力を有する日立ユニシアオートモティブ厚生年金基金規約（以下「旧規約」という。）による年金の支給を受けている者及び同日までに加入員の資格を喪失し加入員となることなくして支給要件を満たした者の給付は、なお従前の例による。
- 2 施行日前日までの日に係る旧規約による給付であって、施行日においてまだ支給されていないものについては、なお従前の例による。
 - 3 施行日前日現在 6 0 歳以上の加入員（加入員である受給権者を含む。）に係る給付額は、なお従前の例による。
 - 4 前 3 項の規定により給付を受けることになる者に係る遺族一時金及び選択一時金は、なお従前の例による。

(再加入者に関する経過措置)

- 第 3 条 旧規約による第 1 種退職年金の受給権者が、制度変更後に再加入した場合の第 1 種退職年金のうち加算年金の給付については、再加入前後の加算適用加入員期間を合算しないものとし、再加入前の加算適用加入員期間については旧規約を適用し、再加入後の加算適用加入員期間については制度変更日以後のこの基金の規約を適用する。
- 2 前項の規定により給付を受けることとなる者に係る遺族一時金及び

選択一時金は、再加入前の期間に係るものは旧規約の例により計算するものとする。

(掛金に関する経過措置)

第4条 平成15年7月以前の月に係る掛金については、なお従前の例(掛金率及び負担割合)による。

(最低保全給付に関する経過措置)

第5条 この附則第2条第1項、第2項及び第3項に掲げる者に係る最低保全給付は、第104条の3第2項第2号アの規定にかかわらず、旧規約に基づいて支給されることとなる給付とする。

2 この附則第2条第5項及び第3条各号に掲げる者に係る最低保全給付は、第104条の3第2項第2号アの規定にかかわらず、施行日前に係る旧規約による給付と施行日以後に係るこの規約による給付を合算して得た給付とする。

附 則

規約型企業年金に移行する場合における最低責任準備金の納付に係る規約変更
第104条の2(規約型企業年金に移行する場合における最低責任準備金の納付)
第104条の3(確定給付企業年金に移行する際の不足額の徴収)

(施行期日)

この規約は、認可の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

掛金の乗率に係る規約変更
第85条の2(基本標準掛金)
第86条の2(加算標準掛金)
第87条(掛金の負担割合)
附則第14条の2(特別掛金)

(施行期日)

第1条 この規約は、平成16年4月1日から施行する。

(掛金に関する経過措置)

第2条 平成16年3月以前の月に係る掛金については、なお従前の例(掛金率及び負担割合)による。

別 表 第 1

設立事業所の名称及び所在地

名 称	所 在 地
株式会社日立ユニシアオートモティブ	神奈川県厚木市
日立ユニシアオートモティブ厚生年金基金	神奈川県厚木市
株式会社ユニシア九州	福岡県築上郡新吉富村
株式会社ユニシアいわき	福島県いわき市
ユニシアジェークーシアリングシステム株式会社	神奈川県厚木市

別 表 第 2

設立事業所の就業規則

設立事業所の 名称	加算適用加入 員の範囲	休職期間の 取扱い	加算給与の 範囲	懲戒解雇の 定め
株式会社 日立ユニシア オートモティ ブ	社員就業規則 第2条に定め る社員	社員就業規則 第56条に定 める休職期間	社員退職手当 規程第4条に 定める退職手 当算定基礎額	社員就業規則 第78条に定 める懲戒解雇
日立ユニシア オートモティ ブ 厚生年金基金	社員就業規則 第2条に定め る社員	社員就業規則 第56条に定 める休職期間	社員退職手当 規程第4条に 定める退職手 当算定基礎額	社員就業規則 第78条に定 める懲戒解雇
株式会社 ユニシア 九州	社員就業規則 第2条に定め る社員	社員就業規則 第56条に定 める休職期間	社員退職手当 規程第4条に 定める退職手 当算定基礎額	社員就業規則 第78条に定 める懲戒解雇
株式会社 ユニシア いわき	社員就業規則 第2条に定め る社員	社員就業規則 第56条に定 める休職期間	社員退職手当 規程第4条に 定める退職手 当算定基礎額	社員就業規則 第78条に定 める懲戒解雇
ユニシアシ ^ェ ーケーシ ステアリングシステム 株式会社	社員就業規則 第2条に定め る社員	社員就業規則 第56条に定 める休職期間	社員退職手当 規程第4条に 定める退職手 当算定基礎額	社員就業規則 第78条に定 める懲戒解雇

別 表 第 3

基本年金額の生年月日別支給乗率表（男子）

生 年 月 日	給付乗率（A）	給付乗率（B）	給付乗率（C）
	平成 11 年 3 月までの加入員期間	平成 11 年 4 月以降平成 15 年 7 月までの加入員期間	平成 15 年 8 月以降の加入員期間
昭和2年4月1日以前に生まれた者	1000 分の 13.00	1000 分の 12.00	1000 分の 10.1
昭和2年4月2日から昭和3年4月1日までの間に生まれた者	1000 分の 12.86	1000 分の 11.86	1000 分の 9.96
昭和3年4月2日から昭和4年4月1日までの間に生まれた者	1000 分の 12.72	1000 分の 11.72	1000 分の 9.82
昭和4年4月2日から昭和5年4月1日までの間に生まれた者	1000 分の 12.58	1000 分の 11.58	1000 分の 9.68
昭和5年4月2日から昭和6年4月1日までの間に生まれた者	1000 分の 12.44	1000 分の 11.44	1000 分の 9.54
昭和6年4月2日から昭和7年4月1日までの間に生まれた者	1000 分の 12.31	1000 分の 11.31	1000 分の 9.41
昭和7年4月2日から昭和8年4月1日までの間に生まれた者	1000 分の 12.17	1000 分の 11.17	1000 分の 9.27
昭和8年4月2日から昭和9年4月1日までの間に生まれた者	1000 分の 12.04	1000 分の 11.04	1000 分の 9.14
昭和9年4月2日から昭和10年4月1日までの間に生まれた者	1000 分の 11.91	1000 分の 10.91	1000 分の 9.01
昭和10年4月2日から昭和11年4月1日までの間に生まれた者	1000 分の 11.79	1000 分の 10.79	1000 分の 8.89
昭和11年4月2日から昭和12年4月1日までの間に生まれた者	1000 分の 11.66	1000 分の 10.66	1000 分の 8.76
昭和12年4月2日から昭和13年4月1日までの間に生まれた者	1000 分の 11.54	1000 分の 10.54	1000 分の 8.64
昭和13年4月2日から昭和14年4月1日までの間に生まれた者	1000 分の 11.41	1000 分の 10.41	1000 分の 8.51
昭和14年4月2日から昭和15年4月1日までの間に生まれた者	1000 分の 11.29	1000 分の 10.29	1000 分の 8.39
昭和15年4月2日から昭和16年4月1日までの間に生まれた者	1000 分の 10.771	1000 分の 9.771	1000 分の 7.871
昭和16年4月2日から昭和17年4月1日までの間に生まれた者	1000 分の 10.657	1000 分の 9.657	1000 分の 7.757
昭和17年4月2日から昭和18年4月1日までの間に生まれた者	1000 分の 10.543	1000 分の 9.543	1000 分の 7.643
昭和18年4月2日から昭和19年4月1日までの間に生まれた者	1000 分の 10.439	1000 分の 9.439	1000 分の 7.539
昭和19年4月2日から昭和20年4月1日までの間に生まれた者	1000 分の 10.334	1000 分の 9.334	1000 分の 7.434
昭和20年4月2日から昭和21年4月1日までの間に生まれた者	1000 分の 10.230	1000 分の 9.230	1000 分の 7.330
昭和21年4月2日から昭和28年4月1日までの間に生まれた者	1000 分の 10.125	1000 分の 9.125	1000 分の 7.225
昭和28年4月2日から昭和30年4月1日までの間に生まれた者	1000 分の 10.388	1000 分の 9.300	1000 分の 7.225
昭和30年4月2日から昭和32年4月1日までの間に生まれた者	1000 分の 10.682	1000 分の 9.496	1000 分の 7.225
昭和32年4月2日から昭和34年4月1日までの間に生まれた者	1000 分の 11.009	1000 分の 9.714	1000 分の 7.225
昭和34年4月2日から昭和36年4月1日までの間に生まれた者	1000 分の 11.375	1000 分の 9.959	1000 分の 7.225

基本年金額の生年月日別支給乗率表（女子）

生 年 月 日	給付乗率（Ａ）	給付乗率（Ｂ）	給付乗率（Ｃ）
	平成 11 年 3 月までの加入員期間	平成 11 年 4 月以降平成 15 年 7 月までの加入員期間	平成 15 年 8 月以降の加入員期間
昭和2年4月1日以前に生まれた者	1000 分の 13.00	1000 分の 12.00	1000 分の 10.1
昭和2年4月2日から昭和3年4月1日までの間に生まれた者	1000 分の 12.86	1000 分の 11.86	1000 分の 9.96
昭和3年4月2日から昭和4年4月1日までの間に生まれた者	1000 分の 12.72	1000 分の 11.72	1000 分の 9.82
昭和4年4月2日から昭和5年4月1日までの間に生まれた者	1000 分の 12.58	1000 分の 11.58	1000 分の 9.68
昭和5年4月2日から昭和6年4月1日までの間に生まれた者	1000 分の 12.44	1000 分の 11.44	1000 分の 9.54
昭和6年4月2日から昭和7年4月1日までの間に生まれた者	1000 分の 12.31	1000 分の 11.31	1000 分の 9.41
昭和7年4月2日から昭和8年4月1日までの間に生まれた者	1000 分の 12.17	1000 分の 11.17	1000 分の 9.27
昭和8年4月2日から昭和9年4月1日までの間に生まれた者	1000 分の 12.04	1000 分の 11.04	1000 分の 9.14
昭和9年4月2日から昭和10年4月1日までの間に生まれた者	1000 分の 11.91	1000 分の 10.91	1000 分の 9.01
昭和10年4月2日から昭和11年4月1日までの間に生まれた者	1000 分の 11.79	1000 分の 10.79	1000 分の 8.89
昭和11年4月2日から昭和12年4月1日までの間に生まれた者	1000 分の 11.66	1000 分の 10.66	1000 分の 8.76
昭和12年4月2日から昭和13年4月1日までの間に生まれた者	1000 分の 11.54	1000 分の 10.54	1000 分の 8.64
昭和13年4月2日から昭和14年4月1日までの間に生まれた者	1000 分の 11.41	1000 分の 10.41	1000 分の 8.51
昭和14年4月2日から昭和15年4月1日までの間に生まれた者	1000 分の 11.29	1000 分の 10.29	1000 分の 8.39
昭和15年4月2日から昭和16年4月1日までの間に生まれた者	1000 分の 10.771	1000 分の 9.771	1000 分の 7.871
昭和16年4月2日から昭和17年4月1日までの間に生まれた者	1000 分の 10.657	1000 分の 9.657	1000 分の 7.757
昭和17年4月2日から昭和18年4月1日までの間に生まれた者	1000 分の 10.543	1000 分の 9.543	1000 分の 7.643
昭和18年4月2日から昭和19年4月1日までの間に生まれた者	1000 分の 10.439	1000 分の 9.439	1000 分の 7.539
昭和19年4月2日から昭和20年4月1日までの間に生まれた者	1000 分の 10.334	1000 分の 9.334	1000 分の 7.434
昭和20年4月2日から昭和21年4月1日までの間に生まれた者	1000 分の 10.230	1000 分の 9.230	1000 分の 7.330
昭和21年4月2日から昭和33年4月1日までの間に生まれた者	1000 分の 10.125	1000 分の 9.125	1000 分の 7.225
昭和33年4月2日から昭和35年4月1日までの間に生まれた者	1000 分の 10.388	1000 分の 9.300	1000 分の 7.225
昭和35年4月2日から昭和37年4月1日までの間に生まれた者	1000 分の 10.682	1000 分の 9.496	1000 分の 7.225
昭和37年4月2日から昭和39年4月1日までの間に生まれた者	1000 分の 11.009	1000 分の 9.714	1000 分の 7.225
昭和39年4月2日から昭和41年4月1日までの間に生まれた者	1000 分の 11.375	1000 分の 9.959	1000 分の 7.225

別表第3の2

生年月日別給付乗率

昭和2年4月1日までに生まれた者	1,000分の10.0
昭和2年4月2日から昭和3年4月1日までの間に生まれた者	1,000分の9.86
昭和3年4月2日から昭和4年4月1日までの間に生まれた者	1,000分の9.72
昭和4年4月2日から昭和5年4月1日までの間に生まれた者	1,000分の9.58
昭和5年4月2日から昭和6年4月1日までの間に生まれた者	1,000分の9.44
昭和6年4月2日から昭和7年4月1日までの間に生まれた者	1,000分の9.31
昭和7年4月2日から昭和8年4月1日までの間に生まれた者	1,000分の9.17
昭和8年4月2日から昭和9年4月1日までの間に生まれた者	1,000分の9.04
昭和9年4月2日から昭和10年4月1日までの間に生まれた者	1,000分の8.91
昭和10年4月2日から昭和11年4月1日までの間に生まれた者	1,000分の8.79
昭和11年4月2日から昭和12年4月1日までの間に生まれた者	1,000分の8.66
昭和12年4月2日から昭和13年4月1日までの間に生まれた者	1,000分の8.54
昭和13年4月2日から昭和14年4月1日までの間に生まれた者	1,000分の8.41
昭和14年4月2日から昭和15年4月1日までの間に生まれた者	1,000分の8.29
昭和15年4月2日から昭和16年4月1日までの間に生まれた者	1,000分の7.771
昭和16年4月2日から昭和17年4月1日までの間に生まれた者	1,000分の7.657
昭和17年4月2日から昭和18年4月1日までの間に生まれた者	1,000分の7.543
昭和18年4月2日から昭和19年4月1日までの間に生まれた者	1,000分の7.439
昭和19年4月2日から昭和20年4月1日までの間に生まれた者	1,000分の7.334
昭和20年4月2日から昭和21年4月1日までの間に生まれた者	1,000分の7.230
昭和21年4月2日以降に生まれた者	1,000分の7.125

別 表 第 4
(第1表)

加算年金支給率表

(50歳以上で加算適用加入員でなくなったとき)

加算適用 加入員期間	支給率	加算適用 加入員期間	支給率
10年	2.2195	26年	9.1898
11	2.5316	27	9.6406
12	2.8437	28	10.1607
13	3.2251	29	10.7156
14	3.8493	30	11.3051
15	4.3001	31	11.6172
16	4.751	32	11.9293
17	5.2711	33	12.2414
18	5.7219	34	12.5535
19	6.1381	35	12.8656
20	6.6929	36	13.1777
21	7.1091	37	13.4899
22	7.5252	38	13.802
23	7.9413	39	14.1141
24	8.3575	40年以上	14.4262
25	8.7389		

(注) ・期間に1年未満の端数が生じた場合は次式による。

1年未満の端数を切り捨てた年数に応じた支給率・・・A

1年未満の端数を切り上げた年数に応じた支給率・・・B

$$\text{支給率} = A + (B - A) \times \frac{\text{端数月数}}{12} \quad (\text{少数点以下第5位四捨五入})$$

- ・別表第4（第1表）における加算適用加入員期間は、55歳未満までの期間とし、別表第4（第2表）における加算適用加入員期間は、55歳以上の期間とする。

別 表 第 4
(第2表)

加算年金支給率表

(50歳以上で加算適用加入員でなくなったとき)

加算適用 加入員期間	支 給 率
0 年	0.0000
1	0.3122
2	0.6243
3	0.9364
4	1.2485
5	1.5606

(注) 期間に1年未満の端数が生じた場合は次式による。

1年未満の端数を切り捨てた年数に応じた支給率…A

1年未満の端数を切り上げた年数に応じた支給率…B

$$\text{支給率} = A + (B - A) \times \frac{\text{端数月数}}{12} \quad (\text{小数点以下第5位四捨五入})$$

別 表 第 4
(第3表)

加算年金支給率表

(50歳未満で加算適用加入員でなくなったとき)

加算適用 加入員期間	支 給 率	
	定年等 (社員退職手当規程第2条 第1号又は第3号から第5 号までに該当する場合)	自己都合等 (社員退職手当規程第2条第6 号から第9号までに該当する場 合)
15年	4.3001	1.7686
16	4.7510	2.0114
17	5.2711	2.3235
18	5.7219	2.6703
19	6.1381	3.0517
20	6.6929	3.3985
21	7.1091	3.7453
22	7.5252	4.0574
23	7.9413	4.3695
24	8.3575	4.8203
25	8.7389	5.2711
26	9.1898	5.7219
27	9.6406	6.2421
28	10.1607	6.9010
29	10.7156	7.6292
30	11.3051	8.4615
31	11.6172	8.7736
32	11.9293	9.0857
33	12.2414	9.3978
34	12.5535	9.7099
35年以上	12.8656	10.0220

(注) 期間に1年未満の端数が生じた場合は次式による。

1年未満の端数を切り捨てた年数に応じた支給率…A

1年未満の端数を切り上げた年数に応じた支給率…B

$$\text{支給率} = A + (B - A) \times \frac{\text{端数月数}}{12} \quad (\text{小数点以下第5位四捨五入})$$

別 表 第 5
(第1表)

遺族一時金支給率表
脱退一時金支給率表

(在職中死亡及び50歳以上で加算適用加入員でなくなったとき)

加算適用 加入員期間	支 給 率	
	社員退職手当規程第2 条第2号中自己の意志 に基づく場合	左記以外の場合
0年	0	0
1	0	1.5
2	0	4.0
3	2.5	6.5
4	3.5	9.5
5	4.5	12.5
6	6.0	15.5
7	7.5	19.5
8	9.0	23.5
9	10.5	27.5
10	12.5	32.0
11	14.5	36.5
12	16.5	41.0
13	19.0	46.5
14	22.0	55.5
15	25.5	62.0
16	29.0	68.5
17	33.5	76.0
18	38.5	82.5
19	44.0	88.5
20	49.0	96.5
21	54.0	102.5
22年	58.5	108.5
23	63.0	114.5
24	69.5	120.5

2 5	7 6.0	1 2 6.0
2 6	8 2.5	1 3 2.5
2 7	9 0.0	1 3 9.0
2 8	9 9.5	1 4 6.5
2 9	1 1 0.0	1 5 4.5
3 0	1 2 2.0	1 6 3.0
3 1	1 2 6.5	1 6 7.5
3 2	1 3 1.0	1 7 2.0
3 3	1 3 5.5	1 7 6.5
3 4	1 4 0.0	1 8 1.0
3 5	1 4 4.5	1 8 5.5
3 6	1 4 9.0	1 9 0.0
3 7	1 5 3.5	1 9 4.5
3 8	1 5 8.0	1 9 9.0
3 9	1 6 2.5	2 0 3.5
4 0 年以上	1 6 7.0	2 0 8.0

(注) ・ 期間に 1 年未満の端数が生じた場合は次式による。

1 年未満の端数を切り捨てた年数に応じた支給率… A

1 年未満の端数を切り上げた年数に応じた支給率… B

$$\text{支給率} = A + (B - A) \times \frac{\text{端数月数}}{12} \quad (\text{小数点以下第 3 位四捨五入})$$

- ・ 別表第 5 (第 1 表) における加算適用加入員期間は、55 歳未満までの期間とし、別表第 5 (第 2 表) における加算適用加入員期間は、55 歳以上の期間とする。

別 表 第 5
(第2表)

遺族一時金支給率表
脱退一時金支給率表

(在職中死亡及び50歳以上で加算適用加入員でなくなったとき)

加算適用 加入員期間	支給率
0年	0.0
1	4.5
2	9.0
3	13.5
4	18.0
5	22.5

(注) 期間に1年未満の端数が生じた場合は次式による。

1年未満の端数を切り捨てた年数に応じた支給率…A

1年未満の端数を切り上げた年数に応じた支給率…B

$$\text{支給率} = A + (B - A) \times \frac{\text{端数月数}}{12} \quad (\text{小数点以下第3位四捨五入})$$

別 表 第 5
(第3表)

脱退一時金支給率表

(50歳未満で加算適用加入員でなくなったとき)

加算適用 加入員期間	支 給 率	
	定年等 (社員退職手当規程第 2条第1号又は第3号 から第5号までに該当 する場合)	自己都合等 (社員退職手当規程第2 条第6号から第9号まで に該当する場合)
0年	0	0
1	1.5	0
2	4.0	0
3	6.5	2.5
4	9.5	3.5
5	12.5	4.5
6	15.5	6.0
7	19.5	7.5
8	23.5	9.0
9	27.5	10.5
10	32.0	12.5
11	36.5	14.5
12	41.0	16.5
13	46.5	19.0
14	55.5	22.0
15	62.0	25.5

(注) 期間に1年未満の端数が生じた場合は次式による。

1年未満の端数を切り捨てた年数に応じた支給率…A

1年未満の端数を切り上げた年数に応じた支給率…B

$$\text{支給率} = A + (B - A) \times \frac{\text{端数月数}}{12} \quad (\text{小数点以下第3位四捨五入})$$

別 表 第 6

加算年金額据置率表

加算適用加入員の 資格を喪失したと きの年齢	率	加算適用加入員の 資格を喪失したと きの年齢	率
3 0 歳	2. 8068	4 6 歳	1. 6187
3 1	2. 7119	4 7	1. 5640
3 2	2. 6202	4 8	1. 5111
3 3	2. 5316	4 9	1. 4600
3 4	2. 4460	5 0	1. 4106
3 5	2. 3632	5 1	1. 3629
3 6	2. 2833	5 2	1. 3168
3 7	2. 2061	5 3	1. 2723
3 8	2. 1315	5 4	1. 2293
3 9	2. 0594	5 5	1. 1877
4 0	1. 9898	5 6	1. 1475
4 1	1. 9225	5 7	1. 1087
4 2	1. 8575	5 8	1. 0712
4 3	1. 7947	5 9	1. 0350
4 4	1. 7340	6 0 歳以上	1. 0000
4 5	1. 6753		

(注) 年齢に1歳未満(月単位)の端数を生じた場合の支給率は、次による。

1歳未満の端数を切り捨てた年齢に応じた率…A

1歳未満の端数を切り上げた年齢に応じた率…B

$$\text{率} = A + (B - A) \times \frac{\text{端数月数}}{12} \quad (\text{小数点以下第5位四捨五入})$$

別 表 第 7

遺族一時金乗率表
選択一時金乗率表

死亡時年齢 選択時年齢	率	死亡時年齢 選択時年齢	率
3 0 歳	5.1369	4 6 歳	8.9073
3 1	5.3166	4 7	9.2188
3 2	5.5027	4 8	9.5415
3 3	5.6953	4 9	9.8755
3 4	5.8946	5 0	10.2213
3 5	6.1011	5 1	10.5791
3 6	6.3146	5 2	10.9494
3 7	6.5356	5 3	11.3324
3 8	6.7643	5 4	11.7288
3 9	7.0012	5 5	12.1396
4 0	7.2461	5 6	12.5649
4 1	7.4997	5 7	13.0046
4 2	7.7622	5 8	13.4599
4 3	8.0338	5 9	13.9307
4 4	8.3150	6 0 歳以上	14.4183
4 5	8.6063		

(注) 年齢に1歳未満(月単位)の端数を生じた場合の支給率は、次による。

1歳未満の端数を切り捨てた年齢に応じた率…A

1歳未満の端数を切り上げた年齢に応じた率…B

$$\text{率} = A + (B - A) \times \frac{\text{端数月数}}{12} \quad (\text{小数点以下第5位四捨五入})$$

別 表 第 8

遺族一時金乗率表
選択一時金乗率表

残存保証期間	率	残存保証期間	率
20年	14.4183	9年	7.7179
19	13.9084	8	6.9735
18	13.3807	7	6.2031
17	12.8346	6	5.4057
16	12.2693	5	4.5805
15	11.6842	4	3.7263
14	11.0787	3	2.8422
13	10.4520	2	1.9272
12	9.8033	1	0.9802
11	9.1319	0	0.0000
10	8.4371		

(注) 残存保証期間に1年未満の端数を生じた場合の支給率は、次による。

1年未満の端数を切り捨てた年数に応じた率…A

1年未満の端数を切り上げた年数に応じた率…B

$$\text{率} = A + (B - A) \times \frac{\text{端数月数}}{12} \quad (\text{小数点以下第5位四捨五入})$$

別 表 第 9

適格退職年金制度

事業所の名称	施行日
株式会社ユニシアジェックス	昭和60年1月1日

別表第10

残余償却年数別年金現価率表

残余償却年数	率	
	基本部分	加算部分
0	0.00000	0.00000
1	0.97393	0.98309
2	1.89709	1.93294
3	2.77213	2.85067
4	3.60154	3.73736
5	4.38772	4.59407
6	5.13291	5.42180
7	5.83925	6.22155
8	6.50877	6.99425
9	7.14338	7.74082
10	7.74491	8.46215
11	8.31508	9.15908
12	8.85553	9.83244
13	9.36780	10.48304
14	9.85336	11.11163
15	10.31361	11.71897
16	10.74987	12.30576
17	11.16339	12.87272
18	11.55534	13.42050
19	11.92686	13.94976
20	12.27902	14.46112

年数に1年未満の端数を生じた場合の率は次式による。

1年未満の端数を切り捨てた年数に応じた率…A

1年未満の端数を切り上げた年数に応じた率…B

$$\text{率} = A + (B - A) \times \frac{\text{端数月数}}{12} \quad (\text{少数点以下第6位四捨五入})$$